

国際ロータリー2007年規定審議会 決定報告書

全ロータリー・クラブ各位

国際ロータリーの規定審議会は、2007年4月22日～27日に、米国イリノイ州シカゴにて開催されました。RI細則第8.140.2項の手續きに基づき、採択された97の立法案を含め、審議会による決定をここにご報告いたします。

審議会では、計337件の立法案が審議されました。この中には167の制定案(RIの組織規定を改正する立法案)と170の決議案(RIの組織規定の改正を求めない立法案)がありました。これらのうち、審議会は59の制定案および38の決議案を採択しました。審議会は14件の立法案を、理事会による今後の検討に委ねました。審議会では152の立法案が否決され、74の立法案が撤回されたか、もしくは撤回されたとみなされました。採択された97の立法案のうち、84は提案された通りに審議会によって採択されましたが、13つは修正の上採択されました。これら修正されて採択された立法案は、報告書に番号の上に*を付けて記載されています。修正を加えることで必要が生じたならば、立法案の表題は修正案の意図を正確に表すように変えられていることにお気付きになることと存じます。

本報告書に記載された立法案の書式は、規定審議会に提出した形を取っています。現行の組織規定への変更がある場合、新しい言文には下線を引き、削除する原文には削除線が引いてあります。

採択されたこれらの立法案をお読みになるときには、各立法案は採択された通りに、個別のものとお考えいただくようお願い申し上げます。採択された各制定案は、現行の組織規定を改正してそれぞれの目的に合うよう起草されています。文書の同じ個所の変更を求める案件が2件以上ある場合、重複および相関するすべての変更は、2007年「手續要覧」を作成する時に加えられます。

本報告書の末尾に「立法案反対表明書式」が収められています。RI細則第8.140.3項に準拠し、クラブは採択制定案または採択決議案のいずれに対しても、本書式を用いて反対を表明することができます。完全に記入済みの書式は、2007年8月27日までにエバンストンのRI世界本部に**必着しなければなりません**。この期日までに、投票権のある全クラブの10パーセント以上の数のクラブが、審議会が採択した立法案に反対を表明した場合、この立法案は「一時保留」とみなされます。投票用紙が用意され、一時保留から1カ月以内に各クラブに配布されます。投票は、一時保留とされた立法案について審議会決定の賛否の問題を提起するものとします。投票はRI細則8.140.5、8.140.6、8.140.7の各規定に則って実施されます。投票の結果に基づき、一時保留の立法案は無効となるかまたは復権するかが決まります。

各クラブは、審議会の決定のいずれかに反対する場合にのみ、本報告書の巻末の書式に記入し、ご返送くださるようお願いいたします。クラブが2007年規定審議会の決定に反対しない場合には、何も提出される必要はありません。

Ed Futa

エド・フタ(布田)
事務総長

決定報告書

目次

審議会番号	表題	頁
07-11	一般に認められている祝日にクラブ例会を取り止める権限を 1 クラブ理事会に与える件	1
07-14	ロータリー年度の各半期ごとに、例会の 50 パーセントに出席するよう..... 1 会員に義務づける件	1
07-16	出席記録の算出に関する規定を改正する件..... 1	1
07-17	出席記録の算出に関する規定を改正する件..... 2	2
07-29*	標準ロータリー・クラブ定款に四大奉仕部門を含める件..... 2	2
07-30	クラブの名称および所在地を改正する際にガバナーに相談する件..... 3	3
07-37*	会員が青少年保護に関する法に違反したことに対する申し立ての調査を..... 3 怠ったクラブの加盟を一時停止または終結する権限を RI 理事会に与える件	3
07-39	ロータリー財団の学友をゲストとして例会に招くようクラブに奨励 4 することを検討するよう、RI 理事会に要請する件	4
07-41	来訪ロータリアンに関する規定を改正する件..... 4	4
07-42	最近のローターアクターの入会金の支払いを免除する件.. 5	5
07-44	会長ノミニーと会長エレクトの任期を明確にする件.....5	5
07-46*	会長エレクト研修セミナーおよび地区協議会に出席した後継者が..... 6 選出されるまで会長が引き続き役職に留まることを規定する件	6
07-57	ロータリー財団学友が正会員となることを認める件..... 6	6
07-65	会員身分の終結に関する規定を改正する件..... 7	7
07-68	ポリオの撲滅を国際ロータリーの最優先の目標であることを承認し、..... 7 確認する件	7

修正され採択された立法案には、審議会番号の後に*印が付されています。

07-70	安全な飲み水を重点事項とし、ブルー・プラネット・ラン財団..... 8 (Blue Planet Run Foundation)のブルー・プラネット・ラン (Blue Planet Run) および水プロジェクト活動を支持するよう、RI 理事会に要請する件
07-96	「新世代交換」という呼称を「若者交換 (Young Adults Exchange)」..... 9 に変えることを検討するよう、RI 理事会に要請する件
07-98	模擬国連総会 (MUNA)を公式の RI プログラムとして採択することを.....9 検討するよう RI 理事会に要請する件
07-107	RI 定款の中でロータリーの徽章と超我の奉仕について言及するという.....10 立法案を次回の規定審議会に提案することを検討するよう、RI 理事会に 要請する件
07-109	RI の第二の標語を改正することを検討するよう、RI 理事会に.....10 要請する件
07-113	新しいロータリー賛歌を作曲するために世界的なコンテストを..... 10 行うことを検討するよう、RI 理事会に要請する件
07-116	ロータリー財団の未来の夢計画の使命、標語、優先事項を..... 11 承認する件
07-118	地区補助金のために、地区が地区財団活動資金 (DDF) の..... 12 30%までを使用することを認めることを検討するよう、管理委員会に 要請する件
07-120	マッチング・グラントの最低額を米貨 2,500ドルまで引き下げること.....12 検討するよう、管理委員会に要請する件
07-121	マッチング・グラントを使用した建物の建設を許可すること..... 13 検討するよう管理委員会に要請する件
07-124	個々の補助金やプロジェクトの監査や調査に関連する経費や..... 13 手続きを見直すことを検討するよう、管理委員会に要請する件
07-130	RI ウェブサイトの「研究グループ交換」の部分に研究グループ交換.....15 組み合わせ地区要要請のセクションを設置することを検討するよう、 管理委員会に要請する件
07-132	奨学金の申請手続きの期間を短縮することを検討するよう、..... 15 管理委員会に要請する件

07-134	ロータリーのウェブサイトに掲載されるプロジェクト情報の量を..... 16 増やすよう、管理委員会に要請する件
07-137	年次報告書に寄付増進に関する経費の内訳を記載するよう、..... 16 管理委員会に要請する件
07-143	「ロータリーの綱領」の第 1 項のスペイン語訳を変更することを.....17 検討するよう、RI 理事会に要請する件
07-158*	地区の財務報告の要件を改正する件.....17
07-160	地区資金のための 1 人当たりの賦課金を会長エレクト研修セミナーで..... 18 承認できるようにする件
07-164	RI 委員会の任命プロセスを改正する件..... 19
07-165	RI 財務長および理事会の他のメンバーが、RI 財務委員会の.....19 投票権を有しない委員を務めることを規定する件
07-166	規定審議会が開催年度中、定款・細則委員会が一番最近の元委員を、..... 20 同委員会の 4 人目の委員として加える件
07-167	監査委員会を設置し、監査運営審査委員会の職務権限を 20 改正する件
07-169	貧困緩和の研究に取り組む委員会の設置を検討するよう、.....22 RI 理事会に要請する件
07-175	地区が 1 つのゾーンのみに属するよう、ゾーンの再編成を 22 検討することを RI 理事会に要請する件
07-177	第 5 ゾーンを 3 つのセクションに再編成することを検討するよう、.....22 RI 理事会に要請する件
07-180	ロータリー・クラブへの連絡を行うにあたり、より効率的で費用の..... 23 かからない方法を見つけることを検討するよう、RI 理事会に要請する件
07-183	ロータリアンが RI ウェブサイトを通じて会員情報を制限付きで.....24 見ることができるようにすることを検討するよう、RI 理事会に要請する件
07-184	RI ウェブサイト上の資料の説明を改善することを検討するよう、.....24 RI 理事会に要請する件

07-185*	RIとクラブと地区は適切な言語でウェブサイトを維持し、ロータリー・..... 24 ワールドワイド・ウェブへのリンクを設けるべきであることを規定する件
07-186	ロータリーのウェブサイト、Eクラブへの目立つリンクを設ける..... 25 ことを検討するよう、RI 理事会に要請する件
07-187	クラブが使用するために、インターネットのソフトウェアとプラットフォーム..... 25 を提供することを検討するよう、RI 理事会に要請する件
07-203	RI 定款、RI 細則、ロータリー章典上で、意味が不明解な語彙を26 明確にすることを検討するよう、RI 理事会に要請する件
07-204	出版物(の番号)に 10 進法を使うことを検討するよう、RI 理事会に..... 26 要請する件
07-205	ロータリーが認めている各言語で明確に示されるロータリーの..... 27 プログラムや活動を設けることを検討するよう、RI 理事会に要請する件
07-210	会長代理は指定された地域の言語に堪能であることを..... 27 義務付けることを検討するよう、RI 理事会に要請する件
07-213	ヒンズー語を RI 公式言語に含めることを検討するよう、RI 理事会に..... 28 要請する件
07-219	ロシア語を RI 公式言語に含めることを検討するよう、RI 理事会に..... 28 要請する件
07-222	年次国際大会を 6 月 14/16 日までに終了することを推奨するよう..... 28 検討することを RI 理事会に要請する件
07-223	国際大会プログラムに対する変更を採択することを..... 28 RI 理事会に認める件
07-224	ホスト地域内のロータリアンのための特別 1 日パスを検討するよう、..... 29 RI 理事会に要請する件
07-225	ゾーン研究会をロータリー研究会に改称し、RI 細則の言及箇所を.....30 改正する件
07-228	RI 会長ノミニーの選出の規定を改正する件..... 30
07-230*	RI 会長ノミニーの選出の規則を改正する件..... 34

07-231	RI 会長指名委員会の委員の数を増やす件.....	35
07-235*	理事指名委員会委員の資格条件を改正する件.....	36
07-239	ガバナー・ノミニーの資格条件を改正する件	36
07-240	地区がガバナー・ノミニーを選出しなければならない期日を..... 変更する件	37
07-241	ガバナー・ノミニーの選出に関する規定を改正する件	37
07-250*	ガバナーの特別選挙に関する規定を改正する件.....	40
07-251	郵便投票書式を改正する件.....	41
07-252	郵便投票書式を改正する件.....	42
07-256	ロータリアンのグループに関して定期的に尋ねることを	42
	義務づけるために、ガバナーの任務を改正する件	
07-260	役員指名の規定を改正する件	44
07-261	RI 副会長を 2 年目の理事から選出することを義務づける件	44
07-268	選挙の不服申し立て手続きの改正を検討するよう、RI 理事会に..... 要請する件	45
07-283	人頭分担金を増額する件.....	45
07-287	比例人頭分担金を、1 カ月につき RI 人頭分担金の 12 分の 1 の割合で..... 支払うことを規定する件	46
07-290*	一般剰余金のレベルを修正する件.....	46
07-291	RI への財政的義務あるいは地区資金の支払いを怠ったクラブの加盟を..... 停止とする権限を RI 理事会に与える件	47
07-292	使途不指定の RI の純資産に対する RIBI の拠出金を増額する件.....	48
07-293	ゾーン研究会における見通し 5 カ年計画に関する 説明発表を..... 明確にする件	48

07-295	経費削減チームの任命を検討することを RI 理事会に要請する件	49
07-301	規定審議会代表議員の選出手続きを改正する件.....	49
07-304	規定審議会に立法案を提出する予定期日表を修正する件.....	52
07-308	立法案を地区あたり最多 5 件までとするよう奨励する件.....	54
07-310	欠点のある立法案と欠陥のある立法案の区別を廃止し、立法案に関する..... 他の規定を明確にする件	54
07-311	管理運営上の行動を要求あるいは要請する決議を含め、欠陥のある..... 立法案の定義を改正する件	57
07-316	規定審議会で採択された制定案が忠実に反映されるよう	57
	義務づけることを検討するよう、RI 理事会に要請する件	
07-317	規定審議会の会議運営手続規則を次の審議会に変更になるまで..... 有効とする件	58
07-318	地区大会における投票手続きを明確にする件.....	58
07-329*	会員資格条件の規定を改正する件.....	59
07-330	職業分類が既に充填されている場合でも、ロータリー財団学友を..... 正会員として選ぶことをクラブに認める件	60
07-331*	会員身分の終結に関する職業分類の規定を改正する件.....	61
07-334	欠席を理由として会員身分を終結することに関する規定を	61
	改正する件	
07-335	会員身分の終結手続きの間、クラブが会員身分を一時保留とすることを..... 認める件	62
07-340*	RI 理事会の決定の公表を義務づける件.....	62
07-342	RI 理事会決定に対する提訴手続きを改正する件.....	63
07-343	ロータリアン間の意見の対立の調停について規定を設ける件	64
07-344	長期計画にロータリアン見込者の人口統計を含めることを規定する件.....	65

07-348	RI の旅行方針を改正することを検討するよう、RI 理事会に要請する件.....	66
07-350*	すべての RI 会長ノミニー候補者に、面接の機会を与えることを規定する件....	66
07-357	採択された決議の審議の結果を発表するよう RI 理事会に..... 義務づける件	66

採択制定案 07-11

一般に認められている祝日にクラブ例会を取り止める権限をクラブ理事会に与える件
標準ロータリー・クラブ定款を次のように改正する（手続要覧第 232 ページ）。

第 5 条 会合 第 1 節 例会

- (c) 取消。また、例会日が一般に認められた祝日を含む法定休日に当たる場合、またはクラブ会員が死亡した場合、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発生した場合、または地域社会での武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合、理事会は、例会を取りやめることができる。理事会は、本項に明記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができる。但し、本クラブが3回を超えて続けて例会を開かないようなことがあってはならない。

(本文終わり)

採択制定案 07-14

ロータリー年度の各半期ごとに、例会の 50 パーセントに出席するよう
会員に義務づける件

標準ロータリー・クラブ定款を次のように改正する（手続要覧第 236 ページ）。

第 11 条 会員身分の存続

第 4 節 終結 — 欠席

- (a) 出席率。会員は、
(1) 年度の各半期間において、メイクアップを含むクラブ例会出席率が少なくとも 60~~50~~ パーセントに達していなければならない。

(本文終わり)

採択制定案 07-16

出席記録の算出に関する規定を改正する件

標準ロータリー・クラブ定款を次のように改正する（手続要覧第 234 ページ）。

第 8 条 出席

第 3 節 理由のある欠席。次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- (a) 理事会承認の条件と事態に従った欠席の場合。

理事会は、正当かつ十分な理由による会員の欠席を認める権限を持つ。

- (b) 一つまたはいくつかのロータリー・クラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が 85 年以上であり、さらに出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。

第 4 節 RI 役員の欠席。 会員が現役の RI 役員である場合、その会員に対する出席規定の適用は免除されるものとする。

第 5 節 出席の記録。 本条第 3 節(b) または第 4 節の下に出席規定の適用を免除された会員は、本クラブの出席率の算出に使う会員数に含まれない。その欠席も出席も出席率の算出に使わない。

(本文終わり)

採択制定案 07-17

出席記録の算出に関する規定を改正する件

標準ロータリー・クラブ定款を次のように改正する（手続要覧第 234 ページ）。

第 8 条 出席

第 5 節 出席の記録。 本条第 3 節 または第 4 節の下に出席規定の適用を免除された会員は、本クラブの出席率の算出に使う会員数に含まれない。その欠席も出席も出席率の算出に使わない。

(本文終わり)

採択制定案 07-29*

標準ロータリー・クラブ定款に四大奉仕部門を含める件

標準ロータリー・クラブ定款を次のように改正する（手続要覧第 231 ページ）。

第 5 条 四大奉仕部門

ロータリーの四大奉仕部門は、本ロータリー・クラブの業務の哲学的および実践的な規
準である。

1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕とは、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき行動などを指す。
2. 奉仕の第二部門である職業奉仕とは、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理想を生かしていくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うことが含まれる。

3. 奉仕の第三部門である社会奉仕とは、クラブの所在地または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みのことである。

4. 奉仕の第四部門である国際奉仕とは、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、平和を推進するために、会員が行う活動のことである。

(本文終わり)

採択制定案 07-30

クラブの名称および所在地を改正する際にガバナーに相談する件

標準ロータリー・クラブ定款を次のように改正する（手続要覧第 239 ページ）。

第 18 条 改正

第 2 節 第 2 条と第 3 条の改正。定款の第 2 条(名称)および第 3 条(クラブの所在地)は、定足数を満たした数の会員が出席した本クラブの例会においていつでも、投票する出席会員の最低 3 分の 2 の賛成投票によって、改正することができる。但し、当該改正案の通告が、これを議する例会の少なくとも 10 日前に、各会員に郵送されなければならない。そしてさらに、かかる改正は、RI 理事会に提出してその承認を求めなければならない。その承認があつて初めてその改正は効力を発するものとする。ガバナーは、提出された改正案に関して RI 理事会に意見を提出することができる。

(本文終わり)

採択制定案 07-37*

会員が青少年保護に関する法に違反したことに対する申し立ての調査を怠ったクラブの加盟を一時停止または終結する権限を RI 理事会に与える件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 178～179 ページ)。

第 3 条 RI 脱会または加盟の終結

3.030. クラブを懲戒または除名する理事会の権限

3.030.1. 不払による終結

会費または RI に対するその他の金銭的債務または承認されている地区資金負担金の支払を怠るクラブの加盟は、理事会においてこれを終結させることができる。

3.030.2. 機能の喪失による終結

何らかの理由により、クラブが解体し、または例会を定期的にかかず、その他機能を遂行することができなくなった場合は、理事会が、そのクラブの加盟を終結させることができる。機能を遂行することができなくなったことを理由として終結に踏み切る前に、理事会は、ガバナーに終結の事情に関する報告書の提出を要請するものとする。

3.030.3. 青少年保護に関する法の遵守を怠ったことによる加盟の停止または終結
理事会は、ロータリー関係の青少年プログラムと関連して、青少年保護に関する法に違反した会員に対するいかなる申し立てにも適切に対処することを怠ったクラブについて、その加盟を停止または終結させることができる。

(本文終わり)

採択決議案 07-39

ロータリー財団の学友をゲストとして例会に招くようクラブに奨励することを
検討するよう、RI理事会に要請する件

国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、ロータリー章典の第7.040節に以下の項を加えることを検討するものとする。

7.040. 来訪者およびゲスト

7.040.4 ゲストとしてのロータリー財団学友

(a) クラブは、ロータリー財団の学友、特にクラブの所在地に最近転居してきた学友をゲストとして例会に招くよう奨励されている。学友は、来訪ロータリアンが払うのと同じ金額の出席費用を払うものと期待される。

(本文終わり)

採択制定案 07-41

来訪ロータリアンに関する規定を改正する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 180 ページ)。

第 4 条 クラブの会員身分

4.100. 他クラブへの出席

各会員は、いつでも他クラブの例会に出席する特典をもつものとする。ただし、以前に該会員の会員身分を正当な理由で終結したクラブを除く。

(本文終わり)

採択制定案 07-42

最近のローターアクターの入会金の支払いを免除する件

標準ロータリー・クラブ定款を次のように改正する（手続要覧第 235 ページ）。

第 10 条 入会金および会費

すべての会員は、細則の定める入会金および年会費を納入しなければならない。但し、第 6 条第 4 節に従い、本クラブの会員として受け入れられた、移籍する会員あるいは他クラブに属していた元会員は、2 度目の入会金の納入を要しないものとする。本クラブの会員として受け入れられ、入会の前 2 年以内にローターアクトとしての会員身分を終了したローターアクターには、入会金の支払いが義務づけられないものとする。

(本文終わり)

採択制定案 07-44

会長ノミニーと会長エレクトの任期を明確にする件

標準ロータリー・クラブ定款を次のように改正する（手続要覧第 235 ページ）。

第 9 条 理事および役員

第 5 節 役員選挙

- (b) 会長の任期。会長は、細則の定めるところに従って、就任する日の直前 18 カ月以上 2 年以内に、選挙し、選ばれた者は会長ノミニーを務めるものとする。会長ノミニーは、後任者の選挙が行われた後に会長として就任する前の年度の 7 月 1 日に、会長エレクトの役職名が与えられるものとする。会長は、7 月 1 日に就任し、1 年間、または後任者が然るべく選挙されて適格となるまで、その職務に当たるものとする。

(本文終わり)

採択制定案 07-46*

会長エレクト研修セミナーおよび地区協議会に出席した後継者が選出されるまで
会長が引き続き役職に留まることを規定する件

標準ロータリー・クラブ定款を次のように改正する（手続要覧第 235 ページ）。

第 9 条 理事および役員

第 5 節 役員選挙

(c) **資格条件。**各役員および各理事は、いずれも、本クラブの瑕疵なき会員でなければならない。会長エレクトは、ガバナー・エレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区協議会に必ず出席しなければならない。免除された場合は、所属クラブによって指名された代理を必ず派遣しなければならない。この代理人は会長エレクト本人に対し結果報告するものとする。会長エレクトが、ガバナー・エレクトからの免除を受けずに、会長エレクト研修セミナーおよび地区協議会に出席しない場合、あるいは、免除されても指定の代理をこれらの会合に派遣しなかった場合、かかる会長エレクトはクラブ会長に就任できないものとする。このようなことが起こった場合、会長エレクト研修セミナーおよび地区協議会、もしくはガバナー・エレクトが十分であるとみなした研修に出席した後任者が正式の手続きによって選挙されるまで、現会長がクラブ会長を継続して務めるものとする。

(本文終わり)

採択制定案 07-57

ロータリー財団学友が正会員となることを認める件

国際ロータリー定款を次のように改正する（手続要覧第 171～172 ページ）。

第 5 条 会員

第 2 節 — クラブの構成

- a) クラブは善良な成人であって、職業上良い世評を受けている正会員によって構成されるものとする。
- (1) 一般に認められた有益な事業または専門職務の持主、共同経営者(パートナー)、法人役員または支配人であるか、または
 - (2) 一般に認められた有益な事業または専門職務あるいはその地方代理店または支店において、裁量の権限ある管理職の重要な地位にあること、または
 - (3) 本サブセクションのサブサブセクション(1)または(2)に挙げられているいかなる地位からも退職していること、または
 - (4) 理事会によって定義されているロータリー財団学友であること、

(本文終わり)

採択制定案 07-65

会員身分の終結に関する規定を改正する件

標準ロータリー・クラブ定款を次のように改正する（手続要覧第 236 ページ）。

第 11 条 会員身分の存続

第 5 節 他の原因による終結

- (a) **正当な根拠。** 理事会は、いずれの会員も、本クラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合は、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、理事会全員の 3 分の 2 を下らない賛成投票によって、その会員身分を終結せしめることができる。本会合の指針となる原則は、第 6 条の第 1 節および「四つのテスト」とする。

(本文終わり)

採択決議案 07-68

ポリオの撲滅を国際ロータリーの最優先の目標であることを承認し、確認する件

ロータリーのポリオ・プラス・プログラムの最終目標は、国や地元または国際的な組織や団体と協力、相談しながら、野生ポリオ・ウィルスの世界的な撲滅の証明を受けることである。

よって、2007 年規定審議会は、国際ロータリーが以下を行うことを決議する。

- 野生ポリオ・ウィルスの世界的撲滅の証明という目標が、当組織の最優先事項であることを確認し、承認する。
- 野生ポリオ・ウィルスの撲滅が証明されるまでは、組織全体の他のプロジェクトを一切採択しないことを確認する。
- 2004 年規定審議会決議案 04-525 号に従い、以後の審議会によって承認されるまでは、組織全体の他のプログラムは一切採択されないことを確認する。

(本文終わり)

採択決議案 07-70

安全な飲み水を重点事項とし、ブルー・プラネット・ラン財団(Blue Planet Run Foundation)のブルー・プラネット・ラン(Blue Planet Run)および水プロジェクト活動を支持するよう、RI 理事会に要請する件

世界人口の3分の1が安全な飲み水を得ることができないという問題を解決する上で、物理的もしくは技術的な障壁は存在しないが、むしろ問題なのは一致団結しての集合的な努力が欠如していることである。

安全な水をすべての人々にもたらすことは、可能であり、結果を測ることができ、実行可能なことである。

安全な飲み水は、マラリアやその他の疫病、下痢、寄生虫感染、ヒ素中毒、非識字、経済発達の遅れ、争い、治安の悪さといった問題に対処するための土台である。

安全な飲み水は、世界中の人々の生活の質を高めるための、真の人道的奉仕の機会を提供するものである。

安全な飲み水の危機は、ロータリーの会員数が増加している多くの地域に存在している。

RIとブルー・プラネット・ラン財団(Blue Planet Run Foundation)は、その文化、目標、運営の枠組みを同じくしている。

ブルー・プラネット・ラン財団は、安全な飲み水の危機に対する認識を高め、水プロジェクトのための資金を集め、持続可能で長期にわたる、世界規模で一致団結した集合的活動を立ち上げるために、ブルー・プラネット・ラン(Blue Planet Run)と呼ばれる世界的行事を組織している。

この集合的活動に参加することによって、世界はこの奉仕活動をより効果的に実施することができ、現在人類が直面している状況を断つ可能性を高めることができる。

ブルー・プラネット・ランの走路に沿って支援活動を行うことで、RIはその存在と奉仕の理想に対する人々の認識を高めることができ、これによって会員と奉仕への参加者をさらに増やすことができる。

ブルー・プラネット・ラン財団は、RIの水保全プロジェクトの資金源となる。

よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、すべての人々のための安全な飲み水の確保を国際ロータリーの主要な重点事項とし、すべての人々に安全な飲み水をもたらす団体としてブルー・プラネット・ラン財団(Blue Planet Run Foundation)を支持し、ブルー・プラネット・ランを支援するようロータリー・クラブとロータリアンを奨励し、ブルー・プラネット・ラン財団の水プロジェクトに参加するようロータリー・クラブとロータリアンに奨励することを検討することとする。

(本文終わり)

採択決議案 07-96

「新世代交換」という呼称を「若者交換 (Young Adults Exchange)」に変えることを検討するよう、RI理事会に要請する件

現在、国際ロータリーにおける全般の青少年向けプログラムは、2004年「手続要覧」の第89ページから始まる章では、新世代プログラムと呼ばれている。これにはインターアクト、ローターアクト、ロータリー青少年指導者養成、青少年交換などの常設プログラムが含まれている。

2004年「手続要覧」第94ページから始まる青少年交換のセクションに、「新世代交換」というプログラムがあり、これは、年齢18歳から25歳までの若者のためのプログラムである。

青少年プログラム全般を呼ぶ「新世代」プログラムという名称が、基本的に「新世代交換」プログラムと同じ名称であることから起こりうる混乱を避け、青少年交換プログラムがプログラムの内容をより良く言い表すものとなるようにする必要がある。

よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、青少年交換プログラムの一環である新世代交換プログラムを、「若者 (Young Adults Exchange) 交換」と改称することを検討することとする。

(本文終わり)

採択決議案 07-98

模擬国連総会 (MUNA) を公式のRIプログラムとして採択することを検討するようRI理事会に要請する件

国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、公式のRIプログラムとして模擬国連総会 (MUNA) を受け入れるという見解に立ち、できる限り早急に2004年規定審議会の決議案04-111号を再検討することとする。

(本文終わり)

採択決議案 07-107

RI 定款の中でロータリーの徽章と超我の奉仕について言及するという立法案を
次回の規定審議会に提案することを検討するよう、RI 理事会に要請する件

国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、国際ロータリー定款の中でロゴ
(輪)と標語(超我の奉仕)について言及するという立法案を、次回の規定審議会に提案
することを検討することとする。

(本文終わり)

採択決議案 07-109

RI の第二の標語を改正することを検討するよう、RI 理事会に要請する件

ロータリーの創立以来、2つの標語「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる」および
「超我の奉仕」が存在してきた。前者の標語は 1911 年に採択され、90 年間使われてき
た。

2004 年規定審議会にて、「He」という単語は男性のみを示すことを理由に、「He」が
「They」に変更された。しかし、この標語は、職業奉仕は個人の行動によって実践される
という哲学に基づいている。

およそ一世紀の間使用された標語はその原形に戻すことが望ましい。

よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリーの理事会は、「They Profit Most
Who Serve Best(最もよく奉仕する者、最も多く報いられる)」の「They」を「He/She」と改
正することを検討することとする。

(本文終わり)

採択決議案 07-113

新しいロータリー賛歌を作曲するために世界的なコンテストを行うことを検討するよう、RI
理事会に要請する件

現在のロータリー賛歌は、ロータリー章典 26.070 節で言及されている通り、ルードヴィ
ヒ・ヴァン・ベートーベン作曲の「エグモント序曲」を基にした「行進曲」である。

作曲家を対象に世界的なコンテストを行い、新しいロータリー賛歌を創作することは、
人々にロータリーを知ってもらい、ロータリーの影響力を増し、世界的にロータリーのイメ
ージを広める素晴らしい広報の機会となる。

新しい賛歌は、ロータリーの他の事柄に加えて、人々の間に平和と理解を促進するとい
う主な目標を強調するものであるべきである。

現在の賛歌は適切であるとは思われず、ロータリアンを鼓舞したり、ロータリアンに感動を与えるものであるとも思われない。大半のロータリアンは、この賛歌の存在すら知らない。

賛歌というものは、どの地域社会においてもそうであるように、そのメンバーに知られ、利用されることを目的とするのではないだろうか。

現在のメロディーは雷鳴のような雄勇さはあるが、繰り返しが多く、平和と理解を促進するための穏やかさを醸し出すにはあまりにも軍歌的である。しかも、歌詞さえ存在しない。

共有する言葉を世界に与える世界共通の平和の賛歌こそ、世界に示す最高のシンボルであり、人道を推進するための最善のツールである。

よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、現在のロータリー賛歌(楽曲)を放棄し、作曲家を対象に世界的なコンテストを行い、新しい歌詞付きの賛歌(楽曲)を創作することを検討することとする。

(本文終わり)

採択決議案 07-116

ロータリー財団の未来の夢計画の使命、標語、優先事項を承認する件

国際ロータリーのロータリー財団管理委員会は未来の夢計画を開発した。

国際ロータリーの理事会は、使命声明、標語、優先事項から成る未来の夢計画の骨子を承認した。

管理委員会と理事会は、規定審議会が未来の夢計画の骨子を承認することを希望している。

よって、2007年規定審議会が、国際ロータリーのロータリー財団の未来の夢計画の骨子を以下の通り承認することを決議する。

使命声明:国際ロータリーのロータリー財団の使命は、ロータリアンが、健康状態を改善し、教育への支援を高め、貧困を救済することを通じて、世界理解、親善、平和を達成できるようにすることである。

標語:世界でよいことをしよう

優先事項:

すべてのプログラムと運営を簡素化すること

プログラムの成果も内容も未来の夢計画に沿ったものにする

地区レベル、クラブ・レベルにおいてロータリー財団へより一層参加し、ロータリー財団を自分たちの財団と自覚すること

プログラムの目標達成のための十分な資金と人材を提供すること

未来の夢計画を支える効果的な方策を開発すること

(本文終わり)

採択決議案 07-118

地区補助金のために、地区が地区財団活動資金(DDF)の30%までを使用することを認めることを検討するよう、管理委員会に要請する件

ロータリー財団は、年次プログラム基金へ寄付である「毎年あなたも100ドルを」プログラムに毎年寄付するようすべてのロータリアンに奨励している。

ロータリー財団への寄付の増加による恩恵を、ロータリアンがよく見ることができることが重要である。

よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、地区補助金のために、地区が地区財団活動資金(DDF)の30%までを使用することを認めることを検討するよう、ロータリー財団管理委員会に要請することを検討することとする。これは、ロータリー財団によって設定された「毎年あなたも100ドルを」の目標を、地区が寄付年度に上回ることが条件である。

(本文終わり)

採択決議案 07-120

マッチング・グラントの最低額を米貨2,500ドルまで引き下げることが検討するよう、管理委員会に要請する件

マッチング・グラントの最低額が米貨5,000ドルであることによって、この補助金への申請数は減少している。

よって国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、マッチング・グラントの最低額を米貨2,500ドルに引き下げようロータリー財団管理委員会に推奨することを検討することとする。

(本文終わり)

採択決議案 07-121

マッチング・グラントを使用した建物の建設を許可することを検討するよう
管理委員会に要請する件

学校の設備を購入する資金を提供する前に、まず学校を建てる必要のある場合が多くある。

よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、ロータリー財団のマッチング・グラント・プログラムの下で建物を建設することを許可し、土地と建物の所有が所期の目的に適っていることを確認するよう、ロータリー財団管理委員会に要請することを検討するものとする。

(本文終わり)

採択決議案 07-124

個々の補助金やプロジェクトの監査や調査に関連する経費や手続きを見直すことを
検討するよう、管理委員会に要請する件

国際ロータリーのロータリー財団は、財団の目的を助長する実現可能かつ効果的な手段として、以下のような幅広いプログラムを開発した。

- ・ ロータリー財団国際親善奨学金
- ・ 国際問題研究のためのロータリー・センター
- ・ 大学教員のためのロータリー補助金
- ・ 研究グループ交換
- ・ 地区補助金
- ・ 個人向け補助金
- ・ マッチング・グラント(大口および小口)
- ・ 保健、飢餓追放および人間性尊重(3-H) 補助金
- ・ ブレーン地域社会予防接種補助金
- ・ ポリオ・プラス
- ・ ポリオ・プラス・パートナー

RI ロータリー財団の 1983 年法人設立定款(2004 年版の「手続要覧」の第 8 部、財団細則の直後に掲載されている)には、ロータリー財団の「目的」と「収入と資産の用途」に関する具体的情報が記載されている。

管理委員会は、世界中のロータリアンやその他の寄付者から受け取る資金が、懸命に働いて得た収入から任意に寄せられる献身的な支援の証であると受け止めており、また、寄付した資金がその趣旨に沿って効果的に使われるものと理解し、信頼した上で、ロータリー財団に寄付金を委ねているのだということを理解している。

ロータリー財団管理委員会は、これらの資金の管理責任者として、ロータリー財団プログラムに関わるいかなる活動においても適正な会計管理が行われることの重要性を強調している。寄付金はその趣旨に沿って効果的に使われるようにするために、管理委員会は、プロジェクト実施に携わるクラブやロータリアンの誠実さに大きく頼っている。管理委員会は、不適切と思われる動きがあればいかなるものであれ、速やかに調査し、適切な処置を講じるものである。

補助金の受領者、補助金提唱者、その他すべてのプロジェクト関係者には、次のことが期待されている。

- 1) ロータリー財団資金を神聖な信託として扱い、浪費、誤用または流用することのないよう絶えず守り、所期の目的を厳密に解釈し、その目的だけに補助金を使うこと。
- 2) ロータリアンまたは一般の人々を問わず誰から見ても、ロータリー財団の資金が不適切に使われているのではないかと多少なりとも疑いをもたれることのないように細心の注意を払うこと。民間または法人の資金使用にまさる注意を払うこと。
- 3) 責務を明確に説明し、プロジェクトを十分かつ徹底的に監督すること。
- 4) 少なくとも標準的な事業慣行の水準で、常に「ロータリアンの職業宣言」に沿って、さらに四つのテストの精神を十分に発揮して、補助金に関するすべての会計処理とプロジェクト活動を行うこと。
- 5) ロータリー財団の補助金関係の活動に不正があれば、直ちに報告すること。
- 6) その補助金支給に際して管理委員会の承認した通りにプロジェクトを実施すること。合意事項からの逸脱またはプロジェクト実施に際しての変更は、事前にロータリー財団から書面による承認を得なければならない。
- 7) 現在の管理委員会の方針と指針に従って、第三者による財務・実績調査と監査の両方またはいずれかの手配をすること。
- 8) プログラムと財務について適宜詳細に報告すること。
- 9) 通知が送られたプロジェクトの実施に関して、すべての懸念事項に適切に取り組む責任を負うこと(ロータリー財団章典 7.030.)。

よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、個々の補助金とプロジェクトの監査や調査に関連する経費や手続きが、各補助金や支給資金の実際の支給額に照らして適切であると確認することを検討するよう、管理委員会に要請するものである。

さらに、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、隣接する RI ゾーンからのロータリー・クラブ会員で十分な資格と経験を備えた人物によるこのような独立調査や監査の手配を検討することをロータリー財団管理委員会に要請するよう検討することとする。

(本文終わり)

採択決議案 07-130

RI ウェブサイトの「研究グループ交換」の部分に研究グループ交換組み合わせ地区要請のセクションを設置することを検討するよう、管理委員会に要請する件

研究グループ交換(GSE)委員長は、ロータリー年度に入ってからわずか3カ月で、次ロータリー年度を通しての組み合わせ地区と最終的に合意しなければならない、これは最高18カ月前にあたる。

国際協議会中に組み合わせ相手を手配することは必ずしも次期ガバナーにとって可能なことではないため、GSE委員長が費用と時間のかかる世界中との連絡を通じて組み合わせ地区を探さなければならない。

よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、国際ロータリーのホームページ(ウェブサイト)、「研究グループ交換」の部分に、研究グループ交換組み合わせ地区要請のセクションを設置することを検討するよう、ロータリー財団管理委員会に要請することを検討することとする。GSEの提案を掲載し、また、提案を掲載した他の地区と連絡を取ることができるこの保護されたページのアクセス権がGSE委員長に与えられるべきである。

(本文終わり)

採択決議案 07-132

奨学金の申請手続きの期間を短縮することを検討するよう、管理委員会に要請する件

出版物 012-EN(「ロータリアンのための奨学金の手引き:国際親善奨学金」)によると、ある年度(0年度)の8月から留学を希望する候補者は、前年度(-1年度)の3月から7月の間に記入した申請書を地元のロータリー・クラブに提出しなければならない。すなわち、これは、留学の14カ月から17カ月前にあたる。

修士課程の海外留学を希望する学生は、大学3年時に奨学金手続きを始めなければならないが、大学の選考委員会が会合を開くのは大学4年時の12月のみであり、これは留学の始まる8カ月前にあたる。学生は、前年度(0年度)の10月になってはじめて申請書の準備を始めることができるが、これは留学の始まる10カ月前にあたる。

財団が手続きに要する期間は、米国の大学が申請書を審査する日程と両立しない。学生の大学3年時と4年時の学業成績および米国大学の入学許可によって状況が左右されるため、学生が申請書を送付する時点では、留学のために実際に出発できるかどうかを知ることができない。米国およびその他の大学は、留学年度の前年度に学生を選考する。

ロータリーが要する手続きの期間と大学側のスケジュールはかみ合わず、このため申請者の数と質を限定してしまうことになる。

フランス・米国フルブライト委員会は、次年度の出発する学生の申請書提出締切日を、毎年12月1日に定めているが、これは、大学側のスケジュールに合わせて奨学金を授与することが可能であることを証明している。

よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、財団による奨学金手続きの期間を、14カ月～17カ月から、10カ月に短縮することを検討するようロータリー財団管理委員会に要請することを検討することとする。

(本文終わり)

採択決議案 07-134

ロータリーのウェブサイトに掲載されるプロジェクト情報の量を増やすよう、管理委員会に要請する件

国際ロータリーとロータリー財団は、ロータリーの目標の推進、世界の人々の飢餓、疾病、苦しみの緩和、識字力と計算能力の向上のために、緊密な実りある協力を行っている。

クラブと地区のレベルでこれらの活動に対する関心を保ち続けるには、最新情報を提供する効率的なシステムが重要である。

よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、クラブと地区にインターネットで提供するロータリー財団の情報、特に承認されたプロジェクト、実施中のプロジェクト、奨学金、世界各地で計画された主な活動に関する情報の量を増やすことをロータリー財団管理委員会に要請することを検討することとする。また、管理委員会が採決した決定事項に関するより多くの情報をクラブと地区が容易に入手できるようにすべきである。

(本文終わり)

採択決議案 07-137

年次報告書に寄付増進に関する経費の内訳を記載するよう、管理委員会に要請する件

ロータリー財団は、寄付者に対し、経済的かつ儉約的に運営する倫理的な義務がある

ロータリー財団の管理運営が経済的かつ節約的に行われているかどうかについて懸念が残っていることは、「毎年あなたも100ドルを」の目標達成の妨げとなっている。

よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、今後、年次報告書の「寄付増進費」の内訳を詳細に記載することで、これらの資金増進の経費の金額が透明なものとなるよう管理委員会に要請することを検討することとする。

(本文終わり)

採択決議案 07-143

「ロータリーの綱領」の第 1 項のスペイン語訳を変更することを検討するよう、
RI 理事会に要請する件

手続要覧で使用されているロータリー綱領の第 1 項のスペイン語訳は、本項の公式英文、「The development of acquaintance as an opportunity for service」(邦訳:奉仕の機会として知り合いを広めること)の意味が明確であることを考えると、英語の原文と一致していない。

英字辞典によると、「acquaintance (知り合い)」とは「親友ではなく、職場または事業を通じて知り合った人との友好関係」と定義されている。また、他の言語に訳された文は正しく、「友情」という言葉は訳文に含まれていない。

スペイン語訳に「friendship (友情)」を入れることは、その解釈や会員間の関係において混乱を生じかねない追加である。

よって、国際ロータリーの決議により、RI 理事会は、ロータリーの綱領のスペイン語訳を次のように改正することを検討することとする。

~~Primero. El conocimiento mutuo y la amistad como ocasión de servir~~El desarrollo de relaciones personales amistosas como una oportunidad de servicio.

「第 1. 奉仕の機会としてのお互いの知り合いと友情奉仕の機会として友好的な人間関係の開発。」

(本文終わり)

採択制定案 07-158*

地区の財務報告の要件を改正する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 218 ページ)。

第 15 条 地区

15.060. 地区の財務

15.060.4. 地区の年次財務表および報告書

ガバナーは、ガバナーとしての年度終了後 3 カ月以内に地区内全クラブに対し、資格を備えた会計士による独立検査を受けた地区の年次財務表および報告書を提出しなければならない。この検査は、地区大会により決定された通りに、資格を備えた会計士あるいは地区監査委員会のいずれが行ってもよい。地区監査委員会による検査を行う場合、委員会は、

(a) 少なくとも 3 人の委員から構成されなければならない。

- (b) すべての委員は正会員でなければならない。
- (c) 少なくとも 1 名は、元ガバナーもしくは監査の経験を有する人物でなくてはならない。
- (d) 次の役職に就く人物がその就任年度に監査委員会に携わることは許されない: ガバナー、会計、地区銀行口座の署名人、財務委員会の委員。
- (e) 地区が定めた手続きに従い、地区により選出された者を委員とする。

この年次財務表および報告書の詳細は、次の項目を含むものとするが、これらに限定されるものではない。

- (a) 地区のすべての資金源 (RI、ロータリー財団、地区およびクラブ)。
- (b) 募金活動によって地区が得た、または地区の代わりに受領した資金。
- (c) ロータリー財団から受領した補助金、または地区が使用すべく指定したロータリー財団の資金。
- (d) すべての地区委員会の資金業務処理。
- (e) 地区による、または地区に代わってガバナーが行ったすべての資金業務処理。
- (f) 地区資金のすべての支出。
- (g) RI からガバナーが受け取ったすべての資金。

この年次財務表および報告書は、次の地区の会合に提出の上、討議に付され、採択されなければならない。この地区の会合は、地区内すべてのクラブから代表者が 1 名出席する権利があるものでなければならないし、また、地区の財務表および報告書が提出されるといふことを 30 日前に予告した会合でなければならない。このような地区会合が開催されない場合、年次財務表および報告書は、次の地区大会に提出の上、討議に付され、採択されなければならない。

(本文終わり)

採択制定案 07-160

地区資金のための 1 人当たりの賦課金を会長エレクト研修セミナーで承認できるようにする件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 217~218 ページ)。

第 15 条 地区

15.060. 地区の財務

15.060.2. 地区の負担金の承認

地区資金は、地区内クラブの会員に均一の賦課金を割り当てるといふ方式によって、調達されるものとする。1 人当たりの賦課金の額は、次のいずれかによって決定するものとする。

- (a) 地区協議会に出席した次期クラブ会長の 4 分の 3 の承認。但し、会長エレクトが標準クラブ定款の第 9 条第 5 節の (c) 項に従ってガバナー・エレクトによって地区

協議会出席を免除されている場合は、会長エレクトの指定した代理が、会長エレクトに代わってあるいは地区の裁量で、投票する権利を有するものとする。

- (b) 地区大会に出席し、投票する選挙人の過半数。あるいは、
(c) 地区の裁量により、地区の会長エレクト研修セミナーに出席した次期クラブ会長の4分の3の承認。但し、標準クラブ定款第9条第5節(c)に従い、会長エレクトがガバナー・エレクトから出席を免除されている場合は、会長エレクトの指定した代理が、会長エレクトに代わって投票する権利を有するものとする。

(本文終わり)

採択制定案 07-164

RI 委員会の任命プロセスを改正する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 221 ページ)。

第 16 条 委員会

16.020. 委員

本節に別段の規定ある場合を除いて、会長が、理事会と協議をした後で、委員および小委員会委員を任命するものとする。また、会長は、各委員会と小委員会の委員長を指名するものとする。会長は、すべての RI 委員会の職権上の委員である。

(本文終わり)

採択制定案 07-165

RI 財務長および理事会の他のメンバーが、RI 財務委員会の投票権を有しない委員を務めることを規定する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 220-221 ページ)

第 16 条 委員会

16.010. 定数と任期

理事会はコミュニケーション、定款細則、国際大会、地区編成、選挙審査、財務、ローターアクトに関する常任委員会をはじめ、RI に最もためになると理事会が折に触れ判断したその他の委員会を設置するものとする。常任委員会の定数と任期は次の通りとする。
(1) コミュニケーション: 6名の委員から成り、毎年2名ずつ任期3年で任命される。
(2) 定款・細則: 3名の委員から成り、毎年、任期3年でひとりずつ任命する。
(3) 国際大会: 6名の委員から成り、うち1名は、年次国際大会のホスト組織の委員長とする。
(4) 地区編成: 3名の委員から成り、毎年1名ずつ任期3年で理事会から任命する。
(5) 選挙審査: 6名の委員から成り、毎年2名ずつ任期3年で任命される。
(6) 財務: 68名の委員から成り、うち6名は、毎年2名ずつ任期3年で任命される。また、RI 財務長および理事会により任命された理事1名が、1年を任期として投票権を有しない委員を務め

るものとする。(7) ローターアクト:6名の委員会から成り、毎年2名ずつ任期3年で任命され、最低3名のローターアクト会員が含まれる。常任委員会を除く委員の定数と任期は、後述の第16.050.節の規定に従って理事会が決定するものとする。理事会が、すべての委員会の任務と権限を定める。さらに、常任委員会を除き、年々委員の継続性を図る。

(本文終わり)

採択制定案 07-166

規定審議会の開催年度中、定款・細則委員会が一番最近の元委員を、同委員会の4人目の委員として加える件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第220～221ページ)。

第16条 委員会

16.010. 定数と任期

理事会はコミュニケーション、定款細則、国際大会、地区編成、選挙審査、財務、ローターアクトに関する常任委員会をはじめ、RIに最もためになると理事会が折に触れ判断したその他の委員会を設置するものとする。常任委員会の定数と任期は次の通りとする。

(1) コミュニケーション:6名の委員から成り、毎年2名ずつ任期3年で任命される。(2) 定款・細則:3名の委員から成り、毎年、任期3年でひとりずつ任命する。ただし例外として、規定審議会の開催年度には、4年目の委員を務める最近の元委員を含め、4名の委員から成る。(3) 国際大会:6名の委員から成り、うち1名は、年次国際大会のホスト組織の委員長とする。(4) 地区編成:3名の委員から成り、毎年1名ずつ任期3年で理事会から任命する。(5) 選挙審査:6名の委員から成り、毎年2名ずつ任期3年で任命される。(6) 財務:6名の委員から成り、毎年2名ずつ任期3年で任命される。(7) ローターアクト:6名の委員会から成り、毎年2名ずつ任期3年で任命され、最低3名のローターアクト会員が含まれる。常任委員会を除く委員の定数と任期は、後述の第16.050.節の規定に従って理事会が決定するものとする。理事会が、すべての委員会の任務と権限を定める。さらに、常任委員会を除き、年々委員の継続性を図る。

(本文終わり)

採択制定案 07-167

監査委員会を設置し、監査運営審査委員会の職務権限を改正する件

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第16条(手続要覧第221～222ページ)。

第16条 委員会

16.040. 特別委員会

第 16.010 節から第 16.030 節までの規定は、指名委員会または細則第 16.100 節およびから第 ~~17.075~~16.120 節の下に結成された委員会には適用されない。

16.110. 監査委員会

理事会は、6 名から成る監査委員会を任命するものとし、各委員は独立した立場にあり、財務の知識を有する者とする。委員会委員には、毎年任命される 3 名の現職の理事会メンバーを含むものとする。理事ではない 3 名の委員は、6 年の任期を一期務めるものとし、常時 6 名から成る委員会構成にするために、隔年に 1 名ずつ任命する。監査委員会は、RI の財務報告、外部監査、内部管理システム、内部監査、その他の関連事項について審査し、理事会に報告するものとする。委員会は、会長、RI 理事会、または委員会委員長が決定する時と場所において、通知後、年に 3 回まで会合を開くものとする。また、会長あるいは委員会委員長が必要とみなした場合には、会長または委員会委員長が決定する時と場所において、通知後、その年に追加の会合を開くものとする。運営審査委員会委員長または同委員長が指名した人物が、委員会への連絡担当者(リエゾン)を務めるものとする。本委員会は、理事会の顧問という役割だけを果たすものであり、理事会の定める本節の規定と矛盾しない職務権限の下に任務を遂行するものとする。

第 16.110 節に関する暫定規定

2007 年 7 月 1 日より、3 人の理事ではない委員が任命される。理事でない委員の 1 人は 2009 年 6 月 30 日に終了する 2 年間の任期を務め、2 人目の理事でない委員は 2011 年 6 月 30 日に終了する 4 年間の任期を務め、3 人目の理事でない委員は 2013 年 6 月 30 日に終了する 6 年間の任期を務めるものとする。

17.075.16.120. 監査運営審査委員会

理事会は、6 名の委員から成る監査運営審査委員会を設置するものとする。各委員は、6 年を超えない任期を 1 期務める。常時 6 名から成る委員会構成にするために、隔年に 2 名の委員を任命する。委員は、元会長または現理事、ロータリー財団管理委員であってはならない。経営、指導力育成、財務管理などに経験豊かなロータリアンでバランスよく委員会を構成できるように選出するものとする。委員会は、会長、RI 理事会、または委員会の委員長が決定する時および場所において、通知後、年に 3 回まで会合を開くものとする。また、会長あるいは RI 理事会によって必要とみなされた場合には、会長または理事会が決定する時および場所において、通知後、その年に追加の会合を開くものとする。監査運営審査委員会は、RI 財務報告、外部監査、内部の会計検査制度、内部監査、運営、管理手続、経営基準などを含む(ただしこれだけに限定されるものではない)すべての財務事項を審査することができるが、これだけに限定されるものではない。また、運営、管理手続、経営基準、その他必要に応じて運営上および財務上の事項の有効性と効率性を審査するものとする。委員会は、理事会の顧問という役割だけを果たすものであり、理事会の定める、本節の規定と矛盾しない、職務権限の下に任務を遂行するものとする。監査運営審査委員会は、理事会総会に直接報告するものとする。

(本文終わり)

採択決議案 07-169

貧困緩和の研究に取り組む委員会の設置を検討するよう、
RI 理事会に要請する件

貧困は、人類を苦しめる最も悲惨で不公正な災いの 1 つである。貧困がはびこる中、28 億の人々は 1 日米貨 2 ドル以下で生存し、8 億の子供たちが栄養失調にかかり、世界人口の半数は 100 年前より悪化した状況で生活している。

よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、専門家からなる委員会を設け、全世界の国々の貧困緩和策を課題に研究を行い、世界中のロータリアンが積極的に参加できる緩和対策を打ち出してもらうことを検討することとする。

(本文終わり)

採択決議案 07-175

地区が 1 つのゾーンのみ属するよう、ゾーンの再編成を検討することを
RI 理事会に要請する件

世界の多くの地域で、2 つのゾーンに属する地区が見られる。

2 つのゾーンに報告を行うのは、より多くの作業を必要とする。

ゾーン会合に出席するには費用がかかり、多大な時間を要する。

よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、地区が 1 つのゾーンのみ属するよう再編成を検討することとする。

(本文終わり)

採択決議案 07-177

第 5 ゾーンを 3 つのセクションに再編成することを検討するよう、
RI 理事会に要請する件

国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、RI 細則第 12.010.6 項に基づき、RI 理事の選挙を目的として、第 5 ゾーンを現在の 2 つのセクションから 3 つのセクションに再編成することを検討し、インドの東部および東北部地域の第 3120 地区、第 3240 地区、第 3250 地区、第 3260 地区、第 3290 地区を 3 セクションのうちの 1 つとすることとする。

(本文終わり)

採択決議案 07-180

ロータリー・クラブへの連絡を行うにあたり、より効率的で費用のかからない方法を見つけることを検討するよう、RI 理事会に要請する件

ロータリー・クラブとクラブ会員は、理事会による決定事項について情報を迅速かつ正確に得る権利を有するべきである。

ロータリー・クラブとクラブ会員は、常任委員会によって現在検討されている事項や、これらの委員会が出したいかなる結論についても、情報を迅速かつ正確に得る権利を有するべきである。

ロータリアンは、RI の管理運営のために毎年寄付する米貨 48ドルがどのように使用されているかについて、情報を迅速かつ正確に得る権利を有するべきである。

従って、国際ロータリーの理事会および経営陣が会員にこのような情報を提供することに対して、常に大きなニーズが存在する。

現在、理事会の決定、理事会の委員会会合、RI の管理運営に関する情報は、現在、十分に伝えられているとは言えない。

継続的に会員に情報を提供し、すべてのロータリアンが意見を述べたり、当組織の発展に関する内部の討論やアイデア交換に参加したりする機会を創設することは、国際ロータリーの発展にとって極めて重要である。

国際大会も、ひいては地域やゾーン会合も、このニーズを満たしていない。

国際ロータリーのような世界的組織では、このニーズは多数の言語を用いて満たされるものであり、1 つの公式雑誌および複数の承認された地域雑誌に頼ることになる。

このような地域雑誌の内容の質には、かなりの格差がある。

公式雑誌および承認された地域雑誌は、両者とも、多くのロータリアンには関心の薄い不必要な記事で埋められている。

現在、電子やその他のより効率的かつ経済的な情報伝達方法が存在する。

その一方で、印刷された雑誌には電子メディアでは置き換えられない利点があるため、関心のある読者のために雑誌を今後も出版すべきではある。しかし、雑誌の購読をすべてのロータリアンに義務づけることは疑問の余地がある。

よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、情報、内部での討論、アイデア交換に対するニーズの総合的調査を始め、そのニーズを満たすために適切な手段と方法を見つけるよう検討することとする。また、この結果、理事会が次回の規定審議会へ推奨案を提出することも考えられる。

(本文終わり)

採択決議案 07-183

ロータリアンが RI ウェブサイトを通じて会員情報を制限付きで見ることができるよう
することを検討するよう、RI 理事会に要請する件

RI ウェブサイトにおいて「会員アクセスページ」を利用することができる。

RI データベースに保存されている情報は、すべての会員が容易に見ることができるよ
うにすべきである。

よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、ロータリアンが、RI ウェ
ブサイトの「会員アクセスページ」にある個人情報を読み取り専用で見ることができるよう
にすることを検討することとする。

(本文終わり)

採択決議案 07-184

RI ウェブサイト上の資料の説明を改善することを検討するよう、RI 理事会に要請する件

RI ウェブサイトから資料をダウンロードすることができる。

RI が作成した資料には出版番号と言語／改訂年月／コード(例えば、141-EN (1205))
が付けられている。

よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、RI ウェブサイトからダウ
ンロードできる資料のハイパーリンクには、資料の説明に加え、出版番号と言語／出版
年月／コードを表示することを検討することとする。

(本文終わり)

採択制定案 07-185*

RI とクラブと地区は適切な言語でウェブサイトを維持し、ロータリー・ワールドワイド・
ウェブへのリンクを設けるべきであることを規定する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 228 ページ)。

第 21 条 ロータリー・ワールドワイド・ウェブ

理事会はワールドワイド・ウェブに RI のサイトを開き、維持する責任がある。このウェブ
サイトはロータリー・ワールドワイド・ウェブと称され、理事会が承認した幾つかの言語で
開かれるものとする。基本となるウェブサイトは英語で開かれ、ロータリー・ワールドワ
イド・ウェブと呼ばれる。このウェブの目的は理事会が RI の目的とロータリーの綱領を推
進するのを助けることである。国際ロータリー、地区、およびクラブは適切な言語によるウ

ウェブサイトを維持するよう強く奨励され、可能な場合、こうしたウェブサイトにもロータリー・ワールドワイド・ウェブへのリンクを設けるものとする。

(本文終わり)

採択決議案 07-186

ロータリーのウェブサイトに、Eクラブへの目立つリンクを設けることを検討するよう、RI 理事会に要請する件

ロータリーEクラブは正会員であるロータリアンが例会のメイクアップをし、出席義務を維持する素晴らしい機会を提供している。

ロータリーEクラブを利用することによって、メイクアップを目的としたユニークで教育的な場が提供される。

よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、RI ウェブサイトのホームページにロータリーEクラブへの目立つリンクを設けることを検討することとする。

(本文終わり)

採択決議案 07-187

クラブが使用するために、インターネットのソフトウェアとプラットフォームを提供することを検討するよう、RI 理事会に要請する件

ウェブ上のオンライン電子会議で人々が行うさまざまな種類のコミュニケーションは、ロータリーにも新しい手段を提供している。

今後の発展と会員基盤を確実に維持するため、ロータリーは、現代の電子コミュニケーションの方法やシステムの利用に慣れ親しんでいる現在の若い世代のロータリアンや新しい会員候補者にとって、興味を引くような機会を与えることができなければならない。

ワールド・ワイド・ウェブを既に活用する試験的ロータリー・クラブは、充実した効果的なロータリーの活動行い、友情を育むことが可能であること、また、さまざまな種類のオンライン会議の技術を駆使することで、ロータリーの精神の下、ロータリー・クラブの新たな運営様式を創造することができることを実証している。

さまざまな試験的プロジェクトの中で、個々のインターネット会議のプラットフォームを取得するのは、単一のクラブにとって大変高価であり、実現が難しいことが明らかとなった。

一つのクラブは、通常一週間にわずか2時間だけこのような会議の設備を必要とするが、これと同じサイトを24時間共有できるような会議サイトを必要とする。また、これらのクラブとは、同じ地区または別の地区、あるいは、同じ時間帯または別の時間帯で異なる会議時間を設定するクラブのことである。

会議にかかる経費や、ロータリー会合への旅費は、クラブのみに限らず、地区、ゾーン、RI などより広範囲で削減することができ、よって、国際ロータリーの資金を維持することになる。

よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、クラブとロータリー全体が使用するためのインターネットを基盤とした会議用ソフトウェアとプラットフォームを取得し、これを提供することを検討することとする。

(本文終わり)

採択決議案 07-203

RI 定款、RI 細則、ロータリー章典上で、意味が不明解な語彙を
明確にすることを検討するよう、RI 理事会に要請する件

RI 定款、RI 細則、ロータリー章典上、数箇所において、矛盾した、あるいは意味が不明解な語彙が含まれている。

これらの単語の解釈は、時に、参考とされる司法的因習によって異なる。

よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、RI 定款、RI 細則、ロータリー章典上で、意味が不明解な語彙を削除するか、あるいは、議論を引き起こしたり、意味が不明解である語彙を解説した標準的単語の一覧表を代わりに記載することを検討することとする。

(本文終わり)

採択決議案 07-204

出版物(の番号)に 10 進法を使うことを検討するよう、RI 理事会に要請する件

国際ロータリーとロータリー財団から送付されるロータリー出版物の題名や情報の種類は莫大である。

多くのロータリアンが情報を求めるため、クラブや地区がロータリー関係の題名を資料庫に保管し、調べることは非常に困難である。

すべてのクラブと地区、国際ロータリー、ロータリー財団、および個人のロータリアンの記録のために文庫や資料庫を設置するというのは名案である。

よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、国際ロータリーとロータリー財団の出版物に 10 進法を使い、重要な資料の保存、検索、管理が容易になるよう検討することとする。すべての出版物の目録はこのシステムで作成されるものとする。これにより、既存出版物の内容を、クラブ、地区、および個々のプロジェクトの資料に添えることができる。

(本文終わり)

採択決議案 07-205

ロータリーが認めている各言語で明確に示されるロータリーのプログラムや活動を設けることを検討するよう、RI 理事会に要請する件

ロータリーのプログラムと活動の一部は、英語の呼称 (SHARE—シェア) や RYLA (Rotary Youth Leadership Awards—ロータリー青少年指導者養成プログラム)、PETS (President-elect Training Seminars—会長エレクト研修セミナー)、3-H (Health, Hunger, Humanity—保健、飢餓、人間性尊重)、YEP (Youth Exchange Program—青少年交換プログラム)、YEO (Youth Exchange Officer—青少年交換役員)、GETS (Governor-elect Training Seminars—ガバナー・エレクト研修セミナー) など英語の呼称から派生した略語を使っている。

このような呼び方が他の言語にはない場合、そのプログラムを理解することは困難である。PETS はロータリー・クラブの会長エレクトのみを対しているものの、多くのラテン諸国のロータリアンは、会長エレクト、会計、幹事を混同させている。

この理解の不十分さは、このような重要なプログラムや活動に対する支援を弱める可能性がある。

よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、ロータリーの公式言語から派生した略語に付け加え、各公式言語を使って表現したロータリーのプログラムや活動の呼称に対し、必要に応じて英語の標題と略語を括弧内に記すことを検討することとする。

(本文終わり)

採択決議案 07-210

会長代理は指定された地域の言語に堪能であることを義務付けることを検討するよう、RI 理事会に要請する件

国の言語に堪能でなければ、通訳の助けがある場合でも、聞き手と効果的にコミュニケーションをとることが難しく、行事中に行われた講演を理解することが不可能であるため、その講演に関する意見を述べることもできない。

よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、RI 会長代理は担当する国の言語に堪能であることを義務付けるよう検討することとする。

(本文終わり)

採択決議案 07-213

ヒンズー語を RI 公式言語に含めることを検討するよう、RI 理事会に要請する件
国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、ヒンズー語を国際ロータリーの公式言語に含めることを検討することとする。

(本文終わり)

採択決議案 07-219

ロシア語を RI 公式言語に含めることを検討するよう、RI 理事会に要請する件
国際ロータリーのウェブサイトは、すべての情報を、通常、英語で掲載している。
国際ロータリーが現在、強い存在感と参加を示している世界中の多くの国々では、未だ英語の使用が限られている。
多くのロータリー・クラブは通常のコミュニケーションに英語を使用せず、ロータリーの業務を行うのに英語の翻訳を利用できずにいる。
よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、ロシア語を国際ロータリーの公式言語に追加することを検討することとする。

(本文終わり)

採択決議案 07-222

年次国際大会を 6 月 14/16 日までに終了することを推奨するよう検討することを
RI 理事会に要請する件
国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、RI 年次国際大会を毎年 6 月 14/16 日までに終了するよう推奨することを検討することとする。

(本文終わり)

採択制定案 07-223

国際大会プログラムに対する変更を採択することを RI 理事会に認める件
国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 198 ページ)。

第 9 条 国際大会

9.130. 国際大会プログラム

国際大会委員会が報告し、理事会によって承認され、そして国際大会が採択したプログラムが全会議の日程となるものとする。プログラムは、出席代議員および委任状による代理者理事会の3分の2の投票によって随時国際大会中に変更することができる。

(本文終わり)

採択決議案 07-224

ホスト地域内のロータリアンのための特別1日パスを検討するよう、
RI理事会に要請する件

第 5840 地区は、2001 年 6 月 24～27 日に米国テキサス州サンアントニオで開催され、多くの出席者が参加した国際ロータリー年次大会のスポンサー地区であった。

第 5840 地区から何百名もの人々が地元の代表として出席しうる可能性があったにもかかわらず、これらの人々は高額な登録料を理由に当地での国際大会に出席しなかった。

国際ロータリーには、どの国際ロータリー年次大会にも出席したことのないロータリアンを惹きつけるための独特な機会が毎年ある。

スポンサー地区のロータリアンのみを対象に小額の登録料を設ければ、新しい大会参加者はその後も通常の登録料で国際大会に参加するようになるであろう。

よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、国際大会のアドホック委員会によって提出された以下の推奨事項の承認を検討することとする。

事務総長が設定し、RI理事会が承認した規則の下、ホスト地域のロータリアンとそのゲストを対象に、開会式と閉会式の間2日間(通常、月曜日と火曜日)に使うことのできる、1日パスのために大幅に割引した登録料(登録料全額の約25%)を設けるべきである。ロータリアンとゲストはこの1日パスを(月曜日か火曜日の)いずれかの日に使用することができるが、両日に使用することはできない。

(本文終わり)

採択制定案 07-225

ゾーン研究会をロータリー研究会に改称し、RI 細則の言及箇所を改正する件
国際ロータリー細則を次のように改正する
第17条より(手続要覧第225ページ)。

第 17 条 財務事項

17.060. 財務見通し 5 年計画

17.060.4. ゾーンロータリー研究会における見通し 5 年計画に関する説明発表
見通し 5 年計画は、討議に付すためにゾーンロータリー研究会において理事が説明
発表するものとする。

および第19条(手続要覧第226ページ)。

第 19 条 その他の会合

19.020. ロータリー研究会

会長は、情報提供のための年次会合であるロータリー研究会の開催を許可することができる。ロータリー研究会には、RI の元、現ならびに次期役員、また招集者によって招待されたその他のロータリアンや来賓が出席できるものとする。ロータリー研究会は、RI、ゾーン、ゾーン内のセクション、もしくは複数ゾーンのグループで開催されるものとする。

(本文終わり)

採択制定案 07-228

RI 会長ノミニーの選出の規定を改正する件

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 10 条(手続要覧第 198～199 ページ)。

第 10 条 役員の指名と選挙 一般規定

10.010. 最適任のロータリアン

ロータリーの被選役職における職務には、最適任のロータリアンが選ばれるものとする。

(続く各節は、該当する番号に振り直される)

10.0560. 選挙運動、投票依頼、当選を図るための活動

10.0560.1. 禁止されている活動

ロータリーの被選役職における職務に最適任のロータリアンが選ばれるために、選挙運動、投票依頼、当選を図るための活動、あるいは別の活動によって、肯定的、否定的を問わず選挙手続に影響を及ぼすいかなる行動も禁止されている。ロータリアンは、選挙によって任命される RI の役職に就くために選挙運動、投票依頼、当選を図るための活動を行ってはならないし、自分の代わりに人に、または他の人の代わりにこのような活動をさせてもならない。理事会が特に認めたもの以外に、パンフレット、印刷物、書状その他(電子メディアや電子通信手段を含む)を、クラブまたはクラブ会員に、ロータリアン自身あるいはこれに代わる他の人々が配布もしくは回覧してはならない。候補者が、自分に代わって、このような禁止されている活動が実施されているのに気付いたなら、直ちに、その関係者に非難の意を表明し、このような活動を中止するよう指示しなければならない。

10.0560.3. 理事会の審議

理事会は、このような申し立てを十分に審議するものとする。理事会は、申し立てを却下するか、当該被選役職または将来の RI 役職、あるいは、その両方に対し候補者を失格とするか、または、理事会が公正かつ正当とみなす他の措置を講じるものとする。候補者を失格させるには 3 分の 2 の投票を必要とするが、その失格は、理事会の定める RI 役職に一定期間適用される。理事会は、第 10.060.1 項に反したロータリアンに対し、公正とみなされる措置を講じることができる。理事会の決定は速やかに、全関係者に通知される。本細則第 5.020 節の規定にもかかわらず、この決定に対する提訴は、国際大会開会の少なくとも 5 日前に事務総長に正式に提出されなければならない。但し、理事会が、その日以降の提出期限を承認している場合はこの限りでない。

第 11 条(手続要覧第 201～204 ページ)。

第 11 条 会長の指名と選挙

11.030. 会長指名委員の選挙

11.030.1. 資格のある候補者への通知

事務総長は、次年度に会長指名委員を務める資格のある元理事一人一人に書簡を郵送するものとする。その書簡は 10 月 15 日から 30 日 3 月 1 日から 15 日までに郵送されるものとする。書簡で、元理事に対して、指名委員会として考慮されるのを望むかどうか尋ね、指名委員を務める意思と能力があるなら自分の氏名をリストに載せてほしいと 12 月 31 日 4 月 15 日までに事務総長に通知するように要請する。12 月 31 日 4 月 15 日までに何の応答もない理事は、会長指名委員を務める意思がないものとみなされる。

11.030.2. ゾーン内に適格の理事が 1 人のみの場合

指名委員を務める意思と能力のある適格の元理事がゾーンから 1 人しかいない場合、会長は、その元理事を、ゾーンの指名委員として宣言するものとする。

11.030.3. ゾーン内に適格の理事が 2 人以上いる場合

指名委員を務める意思と能力のある適格の元理事が2人またはそれ以上いる場合、指名委員と補欠委員が郵便投票で選ばれるものとする。郵便投票の手続は次の通りである。

11.030.3.1. 投票用紙の準備

事務総長は、投票用紙を準備する。該当する場合は、単一移譲式投票の投票用紙を準備する。投票用紙には適格の元理事全員の氏名をアルファベット順に記載するものとする。

11.030.3.2. 投票用紙の書式

事務総長は、25月15日までにゾーン内の各クラブに投票用紙を郵送させなければならない。投票用紙に、元理事一人一人の写真と履歴書を添える。履歴書には、氏名、所属クラブ、これまでのRI役職と就任した国際レベルの委員会の名称ならびに就任年度を明記するものとする。この投票用紙は、記入のうえ4月15日-6月30日までにRI世界本部の事務総長に必着するよう返送されなければならない旨指示して郵送するものとする。

11.030.4. クラブの投票

各クラブは、少なくとも1票を投じる権利を有する。会員数25名を超えるクラブは、25名ごとに1票、または端数が13名以上の場合、さらに1票の割合で投票権を有するものとする。この会員数は、投票の行われる期日に先立つ、直前の半期人頭分担金支払期日における会員数に基づくものとする。但し、RIの加盟会員としての資格が停止されているいかなるクラブも、投票に参加する権利がないものとする。

11.030.5. 選挙管理委員会の会合

会長が選挙管理委員会を任命するものとする。選挙管理委員会は、会長の決定する時と場所において会合し、投票用紙を審査し、これを数えるものとする。この会合は4月25日-7月10日までに開かれるものとする。選挙管理委員会は、その投票結果の報告を、その後5日以内に事務総長に対して書式証言しなければならない。

11.040. 委員会の職務遂行手続

11.040.3. 指名委員会への氏名の提出提案

事務総長は、毎年、75月1日から75月15日の間に、会長を務める資格を得ることになるのある元理事ロータリアン全員に対し書簡を郵送するものとする。書簡で、元理事かかるロータリアンに対して、会長の被指名者として考慮されることを希望するかどうか尋ね、会長を務める意思と能力があるものとして自分の氏名をリストに載せることを希望する旨、8月31日-6月30日までに事務総長に通知するように要請する。8月31日-6月30日までに事務総長に返答しない元理事これらのロータリアンは、指名委員会によって考慮されない。事務総長は、指名委員会が召集される際に指名委員を務める意思のある元理事ロータリアンのリストを同委員会に提出するものとする。

11.050. 委員会による指名

11.050.1. 最適任のロータリアン

委員会は、会合を開き、会長を務める意思があることを表明した元理事のリストの中から職務に当たるべき人物として求め得る最適任のロータリアンを指名するものとする。

11.050.2. 委員会

委員会は、~~10月1日~~ 8月15日までに、理事会の定める時と場所において開かれるものとする。

11.050.3. 定足数と投票

委員会の委員 12 名をもって定足数とする。委員会のすべての議事の処理は多数決によるものとする。但し、委員会の行う会長ノミニーの選出については、委員会委員のうち、少なくとも 10 名の投票がそのノミニーを支持する票であることを要する。

11.060. 委員会報告

クラブ宛の委員会報告は、委員会の閉会后 10 日以内に、委員長から事務総長に書式証言されなければならない。事務総長はこの報告を受けてから、財政的に実行可能な限り早急に、しかしいかなる場合でも 30 日以内に、その報告書の内容を各クラブに通知しなければならない。

11.070. クラブによる追加指名

指名委員会によって行われる指名のほかに、対抗という形で指名することができる。

11.070.1. 以前審議され、同意を得た候補者

クラブは、第 11.040.3 項に準拠し対抗候補者として会長に指名されることを考慮される意思があることを事務総長に正式に通知したロータリアンの氏名を提案できる。対抗候補者の氏名は、例会において正式に採択されたクラブ決議に従って提出されるものとする。その決議は、地区大会または郵便投票によって、地区内クラブの少なくとも過半数の同意を得なければならない。同意は、地区ガバナーから事務総長に書式証言されなければならない。このような決議には、被推薦ロータリアンがクラブの承認を得るために自己の氏名がクラブに提出されてもよい旨したために対抗候補者の書面を添付しなければならない。前述の条件は当該年度の ~~12~~10 月 1 日までに完了しなければならない。

11.070.2. 対抗候補者をクラブに通知

事務総長は、このように推薦された対抗候補者の氏名をクラブに通知し、このような対抗候補者を支持したいクラブが使う公認の書式を用意するものとする。事務総長は、このような通知と書式を ~~12~~10 月 1 日直後に用意するものとする。

11.070.3. 対抗候補者がいない場合

対抗候補者がいない場合、会長は、指名委員会選出のノミニーを会長ノミニーと宣言するものとする。

11.070.4. 対抗候補者が支持された場合

411月15日の時点において、このような対抗候補者が、前年の7月1日現在RIに加盟しているクラブの少なくとも1パーセントの支持(支持の少なくとも半分は対抗候補者の所属ゾーンのクラブ以外から寄せられなければならない)を受けたなら、このような対抗候補者および指名委員会選出のノミニーは、第11.100.節の規定に従って投票に付されるものとする。411月15日の時点において、対抗候補者が、所定の支持を受けていなければ、会長は、指名委員会選出のノミニーを会長ノミニーと宣言するものとする。

11.070.5. 支持の有効性

第11.100.1.項に規定されている選挙管理委員会は、返送されてきた支持書が正当なものかどうか調べ、数え、証明し、会長に報告する。この選挙管理委員会は、対抗候補者に対する支持書が十分集まったものの、その支持書の正当性に疑義を抱く然るべき理由があると思ったなら、その旨、会長に報告しなければならない。会長は、何らかの発表をする前に、RI選挙審査委員会を招集し、この支持書の有効性を決定させるものとする。その決定後に選挙管理委員会が会長に報告するものとする。

11.080. 第11.030.節から第11.070.節に関する暫定規定

2007年規定審議会で採択された第11.030.節、第11.040.節、第11.050.節、第11.070.節への改正は、まず最初に、2008-09ロータリー年度に役目にあたる指名委員会に適用される。

および第16条(手続要覧第221ページ)。

第16条 委員会

16.090. 権限

すべての委員会の運営および活動は、5.030.2項に準じて、理事会の管理と監督に従うものとする。会長指名委員会の会長ノミニーの選出に関する決定を除き、すべての委員会による措置および決定は理事会の承認によって初めて効力を生じるものとする。ただし、本細則第10.060.節に抵触するすべての措置および決定は、理事会がこれを管轄するものとする。

(本文終わり)

採択制定案 07-230*

RI 会長ノミニーの選出の規則を改正する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第202ページ)。

第11条 会長の指名と選挙

11.040. 委員会の職務遂行手続

11.040.1. 委員の氏名の通知

事務総長は、委員会委員の選出後 1 カ月以内に、委員会委員の氏名を理事会およびクラブに通知しなければならない。

11.040.3. 指名委員会への提案

事務総長は、毎年、7月1日から7月15日の間に、会長を務める資格のある元理事全員に対し書簡を郵送するものとする。書簡で、元理事に対して、会長の被指名者として考慮されることを希望するかどうか尋ね、会長を務める意思と能力があるものとして自分の氏名をリストに載せることを希望する旨、8月31日までに事務総長に通知するように要請する。8月31日までに事務総長に返答しない元理事は、指名委員会によって考慮されない。事務総長は、指名委員会が召集される際指名委員会会合の少なくとも1週間前までに、指名委員を務める意思のある元理事のリストを同委員会、およびこのリストを要請したロータリアンに提出するものとする。

11.050. 委員会による指名

11.050.2. 委員会

委員会は、10月1日までに、理事会の定める時と場所において開かれるものとする。

(本文終わり)

採択制定案 07-231

RI 会長指名委員会の委員の数を増やす件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 200-202 ページ)。

第 11 条 会長の指名と選挙

11.020. 会長指名委員会

11.020.1. 組織方法

会長指名委員会は、RI 理事指名のために設けられた 34 のゾーンから選挙された 1734 名の委員によって構成されるものとする。その委員は、次のようにして選挙されるものとする。

- (a) ~~偶数年には、各奇数ゾーンから委員が選挙されるものとする。~~
- (b) ~~奇数年には、各偶数ゾーンから委員が選挙されるものとする。~~

11.050. 委員会による指名

11.050.3. 定足数と投票

委員会の委員 1224 名をもって定足数とする。委員会のすべての議事の処理は多数決によるものとする。但し、委員会の行う会長ノミニーの選出については、委員会委員のうち、少なくとも 1020 名の投票がそのノミニーを支持する票であることを要する。

(本文終わり)

採択制定案 07-235*

理事指名委員会委員の資格条件を改正する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 206 ページ)。

第 12 条 理事の指名と選挙

12.020. 指名委員会手続による理事ノミニーと補欠の選出

12.020.2. 指名委員会の構成

指名委員会は下記に規定するように、ゾーンまたはセクションに含まれる地区内クラブによって各地区から 1 名選挙された委員から構成されるものとする。各委員は、当該ゾーンまたはセクション内のクラブの会員で、ガバナーを務めてから少なくとも 3 年経過した委員を務める時点で パスト・ガバナーでなければならない。このような委員は、また委員を務める前の 3 年間に、ガバナー就任以来少なくとも、当該理事が指名されるゾーンの 2 回の研究会と 1 回の国際大会に出席していなければならない。委員は 1 年の任期をもって選挙されるものとする。会長、会長エレクト、元会長、理事、元理事は、指名委員会の委員となることはできない。この委員を 2 回務めたロータリアンは、再びこの委員を務めることはできない。各委員はそれぞれ 1 票の投票権を有するものとする。

(本文終わり)

採択制定案 07-239

ガバナー・ノミニーの資格条件を改正する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 218 ページ)。

第 15 条 地区

15.070. ガバナー・ノミニーの資格条件

15.070.1. 瑕疵なきロータリアン

本人が地区内の機能しているクラブの瑕疵なき会員であることを要する。

15.070.2. 完全に会員資格を有する者

会員規定の厳格な適用に照らして、完全に会員資格を有する者でなければならない。そしてその職業分類の正当性が疑問の余地のないものでなければならない。

15.070.3. 瑕疵なきクラブに所属していること

本人がガバナー・ノミニーの候補者として推薦される年の前の年度の最終日において、RIまたは地区に対して負債残高を持たない、義務機能を果している瑕疵なきクラブの有資格会員でなければならない。

(本文終わり)

採択制定案 07-240

地区がガバナー・ノミニーを選出しなければならない期日を変更する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 210 ページ)。

第 13 条 ガバナーの指名と選挙

13.010. ガバナー・ノミニーの選出

地区は、ノミニーを、ガバナーとして就任する日の直前 24 カ月以上 ~~30~~36 カ月以内に選出するものとする。理事会は、正当かつ十分な理由により、本節の期日を延長する権限をもつものとする。ガバナー・ノミニーが選挙されるのは、国際協議会で研修を受けるロータリー年度の直前ロータリー年度に開催される RI 国際大会である。このようにして選出されたノミニーは、ガバナー・エレクトとして 1 年の任期を務めてから、選挙後の暦年の 7 月 1 日に就任するものとする。

(本文終わり)

採択制定案 07-241

ガバナー・ノミニーの選出に関する規定を改正する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 210-212 ページ)。

第 13 条 ガバナーの指名と選挙

13.020. ガバナーの指名手続

13.020.1. ガバナー・ノミニーの選出方法

RIBI 内の地区を除き、地区は、ここに規定されている指名委員会の手続き、あるいは第 13.040 節に規定されている直接の郵便投票、あるいはその代わりに、第 13.020.13 項に規定されている地区大会のいずれかの方法によって、ガバナー・ノミニーを選出するものとする。その選択は、出席し、投票しているクラブの選挙人の過半数票によって地区大会で採択された決議案によって決定されるものとする。

13.020.42. ガバナーの指名委員会

RIBI 内の地区を除き、各地区は、指名委員会手続によってガバナー・ノミニーを選ぶものとする。但し、地区の規模、財政的理由、その他やむを得ない理由等の例外的事情

のため、RI理事会から特に免除された場合はこの限りでない。ガバナー・ノミニーの選出に指名委員会の手続きを採用する地区においては、指名委員会は、ガバナー・ノミニーとして求めうる最上の候補者を探し出し、推薦する任務を負うものとする。指名委員選出方法を含む指名委員会の職務権限は、地区大会に出席し、投票するクラブ選挙人が採択した決議により決定される。但し、このような職務権限は、本細則と矛盾してはならない。

13.020.23. 指名委員会手続を採択できなかった場合

ガバナー・ノミニーの選出のために指名委員会の手続きを採用したにもかかわらず、指名委員選出方法を第 13.020.42.項に定める通りに採択選出できなかった地区は、現在も当該地区内のクラブ会員である、最近の 5 人の元ガバナーを指名委員として活用するものとする。このように構成された委員会は、第 13.020.節に従ってその務めを果たすものとする。このような元ガバナーが 5 名いない場合、RI 会長が、委員の数を 5 人とするために、その地区の適任者を指名委員に任命するものとする。

13.020.34. クラブからガバナー・ノミニーを提案

ガバナー・ノミニーの選出に指名委員会の手続きを採用した地区においては、ガバナーは、クラブに対して、指名委員会にガバナー指名案を提出するよう要請するものとする。この提案は、ガバナーが定め、通知する期日までに指名委員会に受理されたなら、審議されるものとする。この通知は、提案が指名委員会に受理される期日の少なくとも 2 カ月前に地区内クラブに送付されていなければならない。その通知には、提案の送付先が記載されていなければならない。この提案は、候補者を推薦するクラブの例会で採択された決議という形式で提出されなければならない。この決議は、クラブ幹事によって正式に証明されなければならない。クラブは、別のクラブの会員であっても、所属クラブの同意をあらかじめ得てあれば、この人を自らに所属する会員を 1 名だけガバナー・ノミニーに推薦できる。

13.020.45. 委員会は最適任のロータリアンを指名

ガバナー指名委員会がその選択を行うに当たっては、その選択の範囲は地区内クラブによって提案された指名に限定されるものではない。しかし、ガバナー職の任務を遂行するのに得られる限りの最適任の候補者を指名するものとする。

13.020.56. 指名の公表

指名委員会は、選出した候補者をガバナーに報告する。ガバナーは、次に、そのノミニーの氏名と所属クラブを地区内クラブに公表するものとする。

13.020.67. 委員会がノミニーを選出できなかった場合

指名委員会が候補者選出において合意に達することができない場合、第 13.040.節に規定されているように、郵便投票でガバナー・ノミニーを選挙するものとする。あるいは、指名委員会に推薦されている候補者の中から第 15.050.節に従って地区大会でガバナー・ノミニーを選ぶものとする。

13.020.78. 対抗候補者

当該年度の初めの時点で設立から少なくとも1年が経過している地区内クラブは、ガバナー・ノミニーの対抗候補者を推薦することができる。年度初めの時点で設立からまだ1年が経過していないクラブは、対抗候補者が自クラブの会員であることを条件に、対抗候補者を推薦することができる。対抗候補者は、既に指名委員会に対して正式に推薦されている者でなければならない。対抗候補者の氏名は、クラブ例会で採択された決議に従って提出しなければならない。クラブは、ガバナーの定める期日までに、決議をガバナーに提出しなければならない。その期日は、指名委員会によるガバナー・ノミニー選出公表から少なくとも2週間後とする。

13.020.89. 対抗候補者への同意

前記のように対抗候補者が提案された場合、ガバナーは、RI 所定の書式によって全クラブに対抗候補者の氏名を通知する。ガバナーは、この対抗に同意するかどうかクラブに尋ねるものとする。対抗者に同意する場合は、クラブは、例会で採択したクラブ決議を提出しなければならない。この決議書は、ガバナーの定める日までに、ガバナーに提出しなければならない。地区内の、年度初めにおいて設立から少なくとも1年が経過している地区内の少なくとも他の5つのクラブ、または年度初めにおいて設立から少なくとも1年が経過しているクラブの年度初めにおけるクラブ総数の10パーセントのクラブによって同意された対抗候補者のうち、いずれか高い方の候補者のみが有効とみなされる。

13.020.910. 対抗候補者がいない場合

定められた期限までにそのような対抗候補者の指名を受理しなかった場合には、ガバナーは地区指名委員会の選んだ候補者をガバナー・ノミニーと宣言するものとし、締切期限より15日以内に地区内全クラブにその旨宣言しなければならない。

13.020.4011. 対抗候補者の指名

定められた期限までに対抗候補者の指名を地区内のクラブからガバナーが受け取っており、そして対抗候補者指名がその期限当日を含み期限当日から15日の期間が満了するまで有効である場合、ガバナーは地区内の全クラブにその旨を通達しなければならない。この通達には、各対抗候補者の氏名とその資格条件が含まれ、候補者について郵便投票または地区大会で選ばれる旨明記されていなければならない。

13.020.4112. 対抗候補者の指名が有効でない場合

上述の15日が経過したときに、対抗候補者の指名が全部効力を失っていたならば、ガバナーは地区指名委員会の選んだ候補者をガバナー・ノミニーと宣言する。ガバナーは、15日以内にこのノミニーを地区内全クラブに通達しなければならない。

13.020.4213. 地区大会において投票でガバナー・ノミニーを選ぶ場合

地区大会における投票は、できるだけ郵便投票の規定に沿うことになる。2票以上の投票権を有するクラブの票は、そのようなクラブから無効票であると考えられる票がない限り、すべて同じ候補者に投じられるものとする。

13.030. 例外:郵便投票によってガバナーを選出

第 13.020.1 項の下に事情がそれを必要とするか、もしくは理事会の許可を得た場合は、地区は、指名委員会の力を借りずに、ガバナー・ノミニーを郵便投票によって選ぶことができる。

13.030.1. 手続

ガバナーは、地区内クラブの幹事に対して、ガバナー指名の公式要請を郵送しなければならない。すべて指名は書面によることとし、クラブの会長および幹事の署名がなければならない。~~いずれかのクラブから推薦された候補者がそのクラブの会員でない場合は、その候補者が所属するクラブの同意をあらかじめ得るものとする~~クラブは、ガバナー・ノミニーの候補者として自らに所属する会員を 1 名のみ推薦することができる。その書面は、ガバナーの定める期限までにガバナーに受理されることを要する。但しその期限は、公式要請発行日より少なくとも 1 カ月後でなければならない。クラブから推薦された候補者が 1 名のみ場合は投票を要しないものとし、ガバナーはその候補者をガバナー・ノミニーとして公表するものとする。

(本文終わり)

採択制定案 07-250*

ガバナーの特別選挙に関する規定を改正する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 214 ページ)。

第 13 条 ガバナーの指名と選挙

13.060. 有効な指名がないとき

~~国際協議会の 3 カ月前までの間に、有効な指名が一つもない場合、そのとき、ガバナーは、第 13.030.1 項以下の手続を再度踏むものとする。~~

13.0760. ガバナー・ノミニーを拒否または一時保留

13.0760.1. 資格条件に欠ける

所定の資格条件に欠けるガバナー・ノミニーの指名は拒否されるものとし、事務総長はこれを選挙のため国際大会に提出しないものとする。

13.0760.2. 指名の一時保留

ガバナー・ノミニーから署名ある声明書を受理したにもかかわらず、理事会に、そのノミニーが細則に定める任務と責任を十分に果たすことができないと信じる理由があれば、理事会はその指名を一時保留することができる。保留の旨ガバナーとそのノミニーに通告しなければならない。そしてノミニーは、ガバナーおよび事務総長を経由して、ガバナーとしての任務と責任を取り、忠実にこれを遂行することができることについての再度の申し立てを理事会に提出する機会を与えられるものとする。かかる申し立てを含め、すべての関連事情を審議したうえで、理事会は 3 分の 2 の多数をもってそのノミニーの指名を拒否するか、あるいは保留を解除するものとする。

13.0760.3. ノミニーを拒否

ノミニーの指名が理事会によって拒否された場合は、事務総長は関係地区のガバナーにその旨通告しなければならない。事務総長は、その拒否の理由を述べ、ガバナーはこれを当該ノミニーに通告しなければならない。そこで時間が許すならば、ガバナーは、細則の規定に従い、ガバナー・ノミニーをもう1度選ぶために郵便投票を実施しなければならない。地区がガバナー・ノミニーとして理事会の満足するような適任者を選出することができなかった場合は、ノミニーは第 13.0870.節の規定に従って選出されるものとする。

13.0870. 特別選挙

地区がガバナー・ノミニーを選出できなかった場合、もしくはガバナー・ノミニーが選挙される資格を喪失した場合、もしくは任務を引き受けることができなくなった、あるいは引き受ける意思がなくなった場合、そして国際大会における役員の年次選挙に先立って、その地区が別のノミニーを選出しなかった場合、ガバナーが、第 13.020.節に従って指名手続を再度踏むものとする。同様に、国際大会において地区がガバナー・ノミニーを選出したが、国際協議会の少なくとも3カ月前までに資格を喪失した場合、もしくは任務を引き受けることができなくなった、あるいは引き受ける意思がなくなった場合、ガバナーは、第 13.020 項から始まる指名手続を再度踏むものとする。いずれの場合も、理事会が、第 15.070. 節の資格条件を備えた指名されたロータリアンをガバナー・エレクトとしてに選挙するものとする。その票決には、理事会のメンバーの過半数の票を必要とする。その後、ガバナー・エレクトが資格を喪失した場合、もしくは任務を引き受けることができなくなった、あるいは引き受ける意思がなくなった場合、理事会が、第 15.070.節の資格条件を備えたロータリアンを空席の役職に選挙するものとする。

(本文終わり)

採択制定案 07-251

郵便投票書式を改正する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 212~213 ページ)。

第 13 条 ガバナーの指名と選挙

13.040. 郵便投票の書式

ガバナーは、理事会の定める投票用紙を準備する。投票用紙には、地区指名委員会の選出した候補者がいる場合はその候補者名を記す。次にクラブからガバナーが受け取った候補者の氏名をアルファベット順に列記する。候補者が3名以上ある場合、投票は単一移譲式投票方式によるものとする。ガバナーは、その際、投票用紙にクラブの投票を記入したうえ、ガバナーの許に届くよう返送することを要する旨の指示を添付して各クラブに対して1部郵送しなければならない。投票用紙は、ガバナーの定める期限までに返送しなければならない。その期限は、ガバナーが各クラブに投票用紙を発送した日から15日以上30日以内の間に定めることを要する。各投票用紙はそれぞれ1票を表

すものとする。ガバナーは、クラブが権利を有する票数に相当する数の投票用紙を各クラブへ送るものとする。

(本文終わり)

採択制定案 07-252

郵便投票書式を改正する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 213 ページ)。

第 13 条 ガバナーの指名と選挙

13.040. 郵便投票の書式

13.040.3. 過半数または同数の投票

投票の過半数を得た候補者が、その地区のガバナー・ノミネーと宣言されるものとする。選挙で、2 人の候補者がそれぞれ 50 パーセントの票を獲得し、そのうちの 1 人が指名委員会のノミネーである場合、指名委員会のノミネーがガバナー・ノミネーとして発表されるものとする。かかる 2 人の候補者のいずれも指名委員会のノミネーでない場合、ガバナーが 2 人のうちいずれか一方を選出するものとする。

13.040.5. 過半数より少ない投票

選挙において過半数の票を得た候補者がいない場合、獲得票数の最も多かった候補者 2 人の間で、決戦投票を行うものとする。二番目に多く票を獲得した候補者が同点のため複数存在する場合は、2 位となった候補者すべてを決選投票に含めるものとする。第 1 回目の決選投票で過半数を得た候補者がいなかった場合、過半数を獲得する候補者が出るまで複数の追加決選投票を行うものとする。選挙または決戦投票で、2 人の候補者がそれぞれ 50 パーセントの票を獲得し、そのうちの 1 人が指名委員会のノミネーである場合、そのノミネーが勝者として宣言されるものとする。もし、かかる 2 人の候補者のいずれも指名委員会のノミネーでない場合、ガバナーが 2 人の中からどちらか一方を勝者として選出するものとする。

(本文終わり)

採択制定案 07-256

ロータリアンのグループに関して定期的に尋ねることを義務づけるために、
ガバナーの任務を改正する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 219 ページ)。

第 15 条 地区

15.090. ガバナーの任務

ガバナーは理事会の一般的な指揮、監督の下に職務を行うその地区における RI の役員である。ガバナーは担当地区内のクラブに対する直接監督の責任を果たすに当たって RI の綱領を推進する特別の任務を課せられている。ガバナーは、地区およびクラブの指導者と協力し、理事会の提唱する地区リーダーシップ・プランへの参加を奨励するべきである。ガバナーは、地区内のクラブを啓発し、意欲を与えるものとする。さらにガバナーは、効果的なクラブを育成するために、元、現任および次期地区指導者と協力して、地区内に継続性を確保するものとする。ガバナーは、自ら次の諸項の責務を負うものとする。

- (a) 新クラブ結成。
- (b) 既存クラブの強化助成。
- (c) 地区指導者およびクラブ会長と協力し、地区内各クラブのために現実的な会員増強目標を設定して、会員増強を推進すること。
- (d) プログラムへの参加と資金寄付に関してロータリー財団を支援すること。
- (e) クラブ間およびクラブと RI の間の良好な関係を促進すること。
- (f) 地区大会を計画し、議長を務め、ガバナー・エレクトが会長エレクト研修セミナーおよび地区協議会の計画・準備をするに当たって援助すること。
- (g) 下記の目的のために、個々に、あるいはガバナーの出席をできる限り効果的にする機会を調整するために年度を通じ実施される数クラブ合同例会へ公式訪問を行うこと。
 - 1. 重要なロータリーの問題に主眼を置き関心をもたせる。
 - 2. 弱体および問題のあるクラブに特別な関心を払う。
 - 3. ロータリアンの意欲を起こさせ奉仕活動に参加させる。
 - 4. 個人として地区において顕著な寄付をしたロータリアン個人を表彰する。
- (h) 地区内の各クラブの会長、幹事に月信を発行すること。
- (i) 会長または RI 理事会の要請があれば、速やかに RI に報告を提出すること。
- (j) ガバナー・エレクトに対して、国際協議会の前にクラブの状況について詳細な情報を提供し、併せてクラブ強化策の勧告案を提供すること。
- (k) 地区における指名および選挙が、RI 定款、細則および既定の RI の方針に則って確実に実施されるよう計らうこと。
- (l) 地区内で運営されているロータリアンのグループ(友情交換、国際共同委員会、世界ネットワーク活動グループなど)の活動について定期的に尋ねること。
- (m) 地区で保存すべき文書をガバナー・エレクトに引き継ぐこと。
- ~~(m)~~(n) RI 役員としての職責に属するその他の任務を遂行すること。

(本文終わり)

採択制定案 07-260

役員指名の規定を改正する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 199 ページ)。

第 10 条 役員の名指と選挙 一般規定

10.030. 指名される資格がない人

10.030.1. 指名委員会

指名委員会の委員、その補欠者、現実に指名委員に選ばれる選ばれないにかかわらず指名委員候補者、また1度選ばれて、その後辞退した指名委員候補者、また、その配偶者、子供、親は、その指名委員会が選ぶはずだった年度の役職に指名される資格はない。

(本文終わり)

採択制定案 07-261

RI 副会長を 2 年目の理事から選出することを義務づける件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 183 ページ)。

第 6 条 役員

6.020. 副会長と財務長の選出

6.020.1. 副会長の選出

副会長と財務長は、次期会長が理事会の第 1 回会合で、2 年目の任期を務めることになる理事の中から選任するものとする。この副会長と財務長は、7 月 1 日より 1 年間その職を務めるものとする。

6.020.2. 財務長の選出

毎年、次期会長が、次期理事会暫定会議で、2 年目の任期を務めることになる理事の中から財務長を選任するものとする。この財務長は、7 月 1 日より 1 カ年間その職を務めるものとする。

(本文終わり)

採択決議案 07-268

選挙の不服申し立て手続きの改正を検討するよう、RI 理事会に要請する件

ロータリーの手続要覧に記された「選挙違反に対する手続」では、不服申し立てを提起したロータリー・クラブに、申し立てられた候補者が行った回答に対して返答する機会が与えられていない。

よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、「選挙違反に対する手続」に関する手続要覧の記述を改正し、不服申し立てを提起したロータリー・クラブが、申し立てられた候補者の提出した回答を一部受理し、それに対して返答する機会が与えられるようにすることを検討することとする。

(本文終わり)

採択制定案 07-283

人頭分担金を増額する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 222 ページ)。

第 17 条 財務事項

17.030. 会費

17.030.1. 人頭分担金

各クラブは、そのクラブの会員のおののにつき、次のように RI に人頭分担金を支払うものとする。~~2004-05 年度には半年毎に米貨 19 ドル 50 セント、2005-06 年度には半年毎に米貨 21 ドル 50 セント、2006-07 年度以降には半年毎に米貨 23 ドル 50 セント。~~2007-08 年度には半年毎に米貨 23 ドル 50 セント、2008-09 年度には半年毎に米貨 24 ドル、2009-10 年度には半年毎に米貨 24 ドル 50 セント、2010-11 年度以降には半年毎に米貨 25 ドル。但し、これは、RI に対し各クラブが半期ごとに、最低でも、2007-2008 年度に 2005-06 年度に最低米貨 235 ドル、2008-2009 年度に米貨 240 ドル、2009-2010 年度に米貨 245 ドル、米貨 215 ドル、2006-07 2010-11 年度以降に米貨 250 ドル米貨 235 ドルを支払う場合に限る。人頭分担金は、規定審議会によって改正されるまで変更されないものとする。

17.040. 支払時期

17.040.2. 四半期人頭分担金

会費を支払う半期の 7 月 1 日もしくは 1 月 1 日より後にクラブ会員に選ばれた会員のおののにつき、各クラブは、比例人頭分担金を次のように支払うものとする。~~2004-05 年度に米貨 9 ドル 75 セント、2005-06 年度に米貨 10 ドル 75 セント、2006-07 年度 2007-08 年度に米貨 11 ドル 75 セント、~~2008-09 年度に米貨 12 ドル、2009-10 年度に米貨 12

ドル 25 セント、2010-11 年度以降に米貨 12 ドル 50 セント。しかし、第 4.030 項に記載されている通り、移籍会員あるいは他クラブの元会員のために、比例人頭分担金をクラブが支払うことはないものとする。四半期人頭分担金は 10 月 1 日と 4 月 1 日に支払うものとする。その金額は、規定審議会だけが変更できる。

(本文終わり)

採択制定案 07-287

比例人頭分担金を、1 カ月につき RI 人頭分担金の 12 分の 1 の割合で支払うことを規定する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 223 ページ)。

第 17 条 財務事項

17.040. 支払時期

17.040.2. 四半期比例人頭分担金

会費を支払う半期の 7 月 1 日もしくは 1 月 1 日より後にクラブ会員に選ばれた会員のおのおのにつき、各クラブは、比例人頭分担金を次のように支払うものとする。2004-05 年度に米貨 9 ドル 75 セント、2005-06 年度に米貨 10 ドル 75 セント、2006-07 年度以降に米貨 11 ドル 75 セント。クラブ会員に選ばれた会員のおのおのにつき、各クラブは、会費を支払う次の半期が始まるまで比例人頭分担金を支払うものとする。会員となつてから丸 1 カ月ごとに支払うべき額は、人頭分担金の 12 分の 1 とする。しかし、第 4.030 項に記載されている通り、移籍会員あるいは他クラブの元会員のために、比例人頭分担金をクラブが支払うことはないものとする。四半期比例人頭分担金は 10 月 1 日と 4 月 1 日に支払うものとする。その金額はこの人頭分担金は、規定審議会だけが変更できる。

(本文終わり)

(訳者注: グレーの網掛けの部分は 2004 年「手続要覧」邦訳に誤りのあった部分)

採択制定案 07-290*

一般剰余金のレベルを修正する件

RI 細則を次のように改正する(手続要覧第 224 ページ)。

第 17 条 財務事項

17.050. 予算

17.050.6. 収入見積額を超える支出: 一般の剰余資金

第 17.050.4 項に規定されてはいるが、直前までの過去 3 年間において、一般の剰余資金が、国際大会および規定審議会にかかる独立採算の支出を除く年間支出最高額の

10085パーセントを超えた場合、如何なる時でも、理事会は、その4分の3の投票により、収入見積額を上回る支出を認める権限を有する。但し、その支出によって一般の剰余資金がその時の85パーセント・レベルの100パーセントより減少してはならない。超過支出とそこに至るまでの経過は、会長が60日以内に全RI役員に報告したうえ次の国際大会で報告するものとする。

(本文終わり)

採択制定案 07-291

RIへの財政的義務あるいは地区資金の支払いを怠ったクラブの加盟を停止とする
権限をRI理事会に与える件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第178～179ページ)。

第3条 RI脱会、加盟停止または加盟の終結

3.030. クラブを懲戒、加盟停止または除名する理事会の権限

3.030.1. 不払による停止または終結

会費またはRIに対するその他の金銭的債務または承認されている地区資金負担金の支払を怠るクラブの加盟は、理事会においてこれを停止または終結させることができる。

3.030.2. 機能の喪失による終結

何らかの理由により、クラブが解体し、または例会を定期的にかさず、その他機能を遂行することができなくなった場合は、理事会が、そのクラブの加盟を終結させることができる。機能を遂行することができなくなったことを理由として終結に踏み切る前に、理事会は、ガバナーに終結の事情に関する報告書の提出を要請するものとする。

3.030.3. 然るべき理由による懲戒

理事会は、然るべき理由がある場合には、クラブを懲戒処分にすることができる。但し、問責書およびこれに関する聴聞の時と場所の通知が、かかる聴聞の行われる少なくとも30日前に、そのクラブの会長および幹事に郵送されていなければならない。そのクラブには、弁護士をその聴聞における自己の代理人とする権利が与えられるものとする。聴聞を行った後、理事会全員の多数決をもって、クラブを懲戒もしくは会員資格停止処分に付し、または、全会一致をもって、クラブを除名することができる。

3.040. 加盟を停止されたクラブの権利の引き渡し

理事会によって加盟資格が停止されたいかなるクラブも、加盟が停止されている間は、細則によりクラブに与えられているいかなる権利も持たないものとする。但し、定款によってクラブに与えられている権利は保持するものとする。

3.0450. 加盟が終結したクラブの権利の引き渡し

RIの名称、徽章その他の記章を使用する特典は、そのクラブの加盟会員籍が終結したときに消滅するものとする。加盟が終結したときは、そのクラブは、RIの財産に対する所有権を失うものとする。事務総長は、このような元クラブの加盟認証状を回収するための措置を取るものとする。

(本文終わり)

採択制定案 07-292

使途不指定の RI の純資産に対する RIBI の拠出金を増額する件
国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 223 ページ)。

第 17 条 財務事項

17.030. 会費

17.030.4. RIBI の支払う会費

RIBI 内の各クラブは、RI の代行者としての、RIBI を通じて第 17.030.1.項の規定する人頭分担金を RI に支払わなければならない。各半期に、RIBI 内のクラブから、第 17.030.1.項の規定に従って支払われる人頭分担金のうち、RI によって保有される部分の総額は、RI が年間 RIBI 内のクラブのために支出する金額の半分を下回ってはならない。クラブが支払った人頭分担金の残りは、RIBI 内に配分され、保有されるものとする。

17.030.5. RI の保有するパーセンテージ

半年ごとに RIBI 内クラブによって支払われる、第 17.030.4.項の規定する人頭分担金のうち RI によって保有される額は、毎年理事会によって決定され、次年度クラブによって支払われる人頭分担金に適用されるものとする。理事会は、RIBI 内のクラブに代わって RI が前年度支出した金額に基づいて、RI の保有額を決定するものとする。この金額には、ロータリーのプログラムを世界的に推進するための RI の一般運営費の比例分担額が含まれる。このように決定された金額に、RI の未充当基金残高使途不指定の純資産への拠出金として米貨 ~~50セント~~1ドル(\$0.50)を加えるものとする。この加算額は、直前の年度の経験、現況、予測しうる将来の情勢を考慮して少なくとも 6 年ごとに検討を加え、増額、現状維持、減額を決めるものとする。

(本文終わり)

採択制定案 07-293

ゾーン研究会における見通し 5 カ年計画に関する説明発表を明確にする件
RI 細則を次のように改正する(手続要覧第 225 ページ)。

第 17 条 財務事項

17.060. 財務見通し 5 カ年計画

17.060.4. ゾーン研究会における見通し 5 カ年計画に関する説明発表

見通し 5 カ年計画は、討議に付すために各ゾーン研究会において理事または他の理事会の代理が説明発表するものとする。

(本文終わり)

採択決議案 07-295

経費削減チームの任命を検討することを RI 理事会に要請する件

国際ロータリーは会員の人頭分担金を大幅に増額した。

会員は、管理運営に無駄がないか、費用効果や運営効率はどうかに関して再三疑問を投げかけている。

よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、できるだけ早く、豊かな経験を持つロータリアンと経営コンサルタントから成る経費削減チームを任命し、チームの調査結果を発表してもらい、その提案に従って対策を実施することを検討することとする。

(本文終わり)

採択制定案 07-301

規定審議会代表議員の選出手続きを改正する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 190～192 ページ)。

第 8 条 規定審議会

8.020. 投票権を有する審議会議員の資格条件

8.020.3. 資格要件

審議会における代表議員となる資格を得るには、代表議員としての資格についてよく知っていなければならない、代表議員の資格要件、任務、責任を理解していることを記した署名入りの声明書を事務総長に提出しなければならない。また、代表議員は、この任務と責務を引き受け、これを誠実に果たすための資格と意志、および能力を持ち備え、審議会に、その会期全体を通じて出席することになる。

8.020.34. 被選資格がない

審議会の投票権を有しない議員と RI もしくは地区またはクラブの常勤、有給の職員は、審議会の投票権を有する議員となることができない。

8.050. 指名委員会手続選挙人による代表議員の選出挙

8.050.1. 選出挙

第 8.060. 節および第 8.070. 節に定める場合を除き、代表議員および補欠議員は、指名委員会の手続によって選出されるべきである。指名委員会の手続は、対抗候補者はその結果としての選挙を含め、審議会の開かれる 2 年前の年度に実施され、完了するものとする。指名委員会手続は、本節の規定に矛盾しない限り、第 13.020 節に定める地区ガバナー指名委員会の手続きに準拠するものとする。審議会の開かれるロータリ

~~一年度の2年前のロータリ一年度のその地区の年次大会において選挙されるものとする代表議員の候補者は指名委員会の委員となる資格がないものとする。RIBIにおいては、クラブ代表議員および補欠議員は、審議会の開かれる年度の2年前の10月2日以後に開かれる地区審議会において選挙されるものとする。~~

8.050.2. 指名委員会委員の選出方法を採択できなかった場合

指名委員の選出方法を採択できなかった地区は、地区内クラブの会員であり、委員を務める意思と能力があるすべての元ガバナーを指名委員会に起用するものとする。代表議員の候補者は指名委員会の委員となる資格がない。

8.050.3. 代表議員も補欠議員も務めを果たせない場合

代表議員およびその補欠議員が務めを果たし得ない場合は、ガバナーは、地区内クラブの他の適格な会員を審議会における代表議員に指名することができる。

8.050.2. 資格要件

~~ロータリアンが、審議会における代表議員となることを認められるためには、審議会におけるクラブ代表議員としての資格要件をよく調べたうえ、次のことをしたため、これに署名した書面を、事務総長に提出しなければならない。~~

~~8.050.2.1. 代表議員の資格要件、任務および責任をはっきり心得ていること。~~

~~8.050.2.2. 前記の任務と責任を引き受け、それを誠実に履行するための資格要件、熱意および能力をもっていること。~~

~~8.050.2.3. 審議会の会議に、その会期の全部を通じ、出席すること。~~

8.060. 地区大会の代表議員選挙

8.060.1. 選挙

地区が指名委員会手続を使用しないと決めた場合、年次地区大会にて、また RIBI 内の地区の場合は地区審議会にて、代表議員および補欠議員を選挙してもよい。選挙は審議会が開かれる2年前の年度に行うものとする。RIBIにおいては、審議会の開かれる年度の2年前の10月1日を過ぎてから開かれる地区審議会において選挙されるものとする。

8.0560.32. 指名

地区内のクラブは、選ばれたうえは、進んでその任務に服する用意のあることを表示している者で、審議会議員となる資格のある地区内のクラブ会員を代表議員に指名することができる。クラブは、その指名を文書で行うものとする。この文書には、クラブ会長と幹事の署名がなければならない。この指名文書は、ガバナーに提出され、地区大会においてクラブの選挙人に提示されるものとする。地区大会の選挙人は、代表議員の選挙に1票を投じる権利を与えられるものとする。

8.0560.43. 指名議員と補欠議員

過半数の投票を得た候補者を審議会代表議員とする。第2位の票数を得た候補者を補欠議員とし、次に、補欠議員を選挙するための次の投票が行われ、過半数を得た候補者を補欠議員とし、議員が務めを果たし得ない場合にのみその任に就くものとする。

8.0560.54. 代表議員の候補者が1名のみ

地区で指名委員に指名された者が1名のみであった場合、投票は行わないものとする。ガバナーはその被指名者を審議会における代表議員として公表するものとする。

8.050.6. 代表議員も補欠議員も務めを果たせない場合

代表議員およびその補欠議員が務めを果たし得ない場合は、ガバナーは、地区内クラブの他の適格な会員を審議会における代表議員に指名することができる。

8.0670. 郵便投票による代表議員の選挙

8.0670.1. 理事会による郵便投票の承認

事情によりその必要のある場合は、理事会は、地区に対しその地区の審議会代表議員または補欠議員を郵便投票によって選ぶことを認めている。その場合ガバナーは、その代表議員の指名に関し公式の要請書を作成してこれをその地区内各クラブの幹事にもれなく郵送させなければならない。指名は、すべて書面により、そのクラブの会長および幹事がこれに署名することを要する。これらの指名書はガバナーの定める期日までにガバナーの許に届くことを要する。ガバナーは、推薦された有資格被指名者をアルファベット順に載せた投票用紙をつくらせこれを各クラブに郵送させたいえ、郵便投票を実施すべきものとする。ガバナーの定めた期日までに、自分の氏名を投票用紙から除外することを書面で要請した候補者は除くものとする。各クラブは、少なくとも1票を投じる権利を有する。会員数25名を超えるクラブは、25名ごとに1票、または端数が13名以上の場合、さらに1票の割合で投票権を有するものとする。この投票権の数は、投票の行われる期日に先立つ、直前の半期人頭分担金支払期日における会員数に基づくものとする。但し、RIの加盟会員としての資格が停止されているいかなるクラブも、投票に参加する権利がないものとする。ガバナーは、本項に規定する郵便投票手続を実施することを目的とした委員会を任命することができる。

8.0670.2. 郵便投票による選挙

地区大会に出席し投票する選挙人の多数決をもって、審議会代表議員および補欠議員を郵便投票によって選出することができる。郵便投票は、年次地区大会が開かれた月の翌月に、実施されるものとする。この郵便投票は、第8.0670.1.項に掲げられている規定に従って実施されなければならない。

8.070. 指名委員会手続による代表議員の選出

地区大会に出席し投票する選挙人の多数決をもって、審議会地区代表議員および補欠議員を指名委員会手続によって選出することができる。このような指名手続は、特定の審議会への代表議員選出締切と決められた日の少なくとも1年前に承認されなければならない。そして対抗候補者の提出およびその結果としての選挙を含め、指名手続は、審議会の開かれる年度の2年前に実施され、完了するものとする。地区によって承

認される指名手続は、第 13.020 節に定める地区ガバナーの指名手続に準拠するものとする。

(本文終わり)

採択制定案 07-304

規定審議会に立法案を提出する予定期日表を修正する件

国際ロータリー定款を次のように改正する(手続要覧第 175 ページ)。

第 16 条 改正

第 2 節 提案者。本定款の改正はクラブ、地区大会、グレート・ブリテンおよびアイルランド内 RI の審議会または大会、規定審議会、または細則に定められている手続に従って理事会によってのみ提案されるものとする。

第 3 節 手続

- a) ~~本定款を改正しようとする提案はすべて、規定審議会の開かれるロータリー年度の前年度の 6 月 30 日までに、RI 事務総長の手許に提出されなければならない。~~
- b) ~~RI の事務総長は、適法に提出されたすべての改正案の写しを、規定審議会が開催されるロータリー年度の 12 月 30 日までに各地区ガバナーに 10 部、規定審議会の全構成員に 1 部、希望したクラブの幹事に 1 部郵送しなければならない。改正案は、ロータリー・ワールドワイド・ウェブのホームページからも入手できるようにしなければならない。~~
- e) ~~規定審議会は、適法に提出された改正案、並びにその修正案をひとつひとつ審議して、これに対する採否の決定を行わなければならない。~~

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 186～188 ページ)。

第 7 条 立法手続

7.035. 制定案と決議案の締切日

制定案と決議案は、すべて規定審議会の開かれるロータリー年度の前年度の 6 月 30 日-12 月 31 日までに、RI 事務総長に提案、提出されなければならない。理事会は、緊要性があると判断した制定案を、審議会の開かれるロータリー年度の 12 月 31 日までに、事務総長に提案、提出することができる。審議会または理事会の提出する決議案については、審議会が閉会するまでこれを受理し、その票決を行うことができる。

7.040. 立法案の審査

定款・細則委員会は、事務総長に提出されたすべての立法案を点検し、審議会に回付する。

7.040.4. 委員会が次のような立法案であると決定した場合、事務総長が審議会に回付しないよう理事会に勧告する。

- (a) 正規の手続で提出されていない立法案

(b) 欠点または欠陥がある立法案、提案者にこのような欠点または欠陥を修正するよう適切な改正を勧告したが、受け入れられなかったもの、および提案者は勧告されたが、審議会開会の90日前までに必要とされる改正を行っていない立法案も含む。

7.050. 理事会での立法案の審査

7.050.2. 審議会に回付されない立法案

理事会が、定款・細則委員会の助言に基づき、第7.040.4項に従い、制定案が(1) 正規の手続で提出されていない、あるいは、(2) 欠陥または欠点があると決定し、できる限り適切な改正を勧告したが受け入れられなかった場合、あるいは、提案者は勧告されたが、審議会開会の90日前までに必要とされる改正を行っていない場合、理事会は、その立法案を審議のため審議会に回付しない旨指示できる。理事会がこのような決定をした場合は、事務総長が提案者にこの旨通告するものとする。この場合、審議会での立法案を審議するには、その提案者は、審議会議員の3分の2の同意を得なければならない。

7.050.3. プログラムの範囲内でない決議案

理事会(理事会に代わって定款・細則委員会によって)は、すべての決議案の本文を点検し、理事会で定款・細則委員会の勧告に基づきRIのプログラムの範囲内と決定した決議案を審議会に回付するよう事務総長に指示しなければならない。理事会が定款・細則委員会の勧告に基づいて、決議案がRIのプログラムの範囲内でないとして決定した場合、理事会は、審議のため審議会に回付しない旨、指示できる。理事会がこのように決定した場合、提案者に審議会の開会に先立ってその旨通告しなければならない。この場合、審議会での決議案を審議するには、その提案者は、審議会議員の3分の2の同意を得なければならない。

7.050.4. 審議会に立法案と修正案を回付

第7.050.2節の規定に従い、事務総長は、適正に提出された立法案を審議会に回付しなければならない。また、理事会(理事会に代わって定款・細則委員会)によって提出の最終日が延期されない限り、立法案はすべて、審議会開会の少なくとも審議会が開かれる前のロータリー年度の3月31日2ヵ月前までに、提案者から事務総長に提出された、立法案の修正案もすべて審議会に回付しなければならない。

7.050.5. 立法案の公表

事務総長は、審議会の開かれるロータリー年度の12月31日9月30日までに、適正に提出されたすべての立法案の写しを、各地区ガバナーに10部、すべての元理事に1部、規定審議会の全構成員に1部、希望したクラブの幹事に1部郵送しなければならない。修正案は、ロータリー・ワールドワイド・ウェブのホームページからも入手できるようにしなければならない。

(本文終わり)

採択制定案 07-308

立法案を地区あたり最多 5 件までとするよう奨励する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 186 ページ)。

第 7 条 立法手続

7.030. クラブ提出の立法案を地区で承認

クラブの立法案は必ず地区大会または RIBI 地区審議会に提出のうえ、この立法案に対する賛否について票決を受けなければならない。地区大会または RIBI 地区審議会に立法案を提出する時間的余裕がない場合、ガバナーの実施する郵便投票を通じて地区内クラブの票決を求めることもできる。この郵便投票は、第 13.040.節の手続にできるだけ沿った形で行うものとする。事務総長に送達される立法案は、地区大会、RIBI 地区審議会で審議されたこと、または、郵便投票とその票決による賛否とを明記したガバナーの証明書を添付するものとする。いなかる地区も、1 回の審議会につき 5 件より多くの立法案を提案もしくは承認すべきではない。

(本文終わり)

採択制定案 07-310

欠点のある立法案と欠陥のある立法案の区別を廃止し、
立法案に関する他の規定を明確にする件

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第7条(手続要覧第186～188ページ)

第 7 条 立法手続

7.030. クラブ提出の立法案を地区で承認

クラブの立法案は必ず地区大会または RIBI 地区審議会に提出のうえ、この立法案に対する賛否について票決おいて、地区内の各クラブの承認を受けなければならない。地区大会または RIBI 地区審議会に立法案を提出する時間的余裕がない場合、ガバナーの実施する郵便投票を通じて地区内クラブの票決を求めることもできる。この郵便投票は、第 13.040.節の手続にできるだけ沿った形で行うものとする。事務総長に送達される立法案は、地区大会、RIBI 地区審議会で審議されたこと、または、郵便投票とその票決による賛否とを明記したガバナーの証明書を添付するものとする。

7.037. 正規の手続で提出された立法案、欠点および欠陥のある立法案

7.037.1. 正規の手続で提出された立法案

次の条件を満たしていれば、正規の手続で提出した立法案と見なされる。

- (a) それぞれ、細則第 7.035.節、または定款第 16 条第 3 節に記載されている締切日までに事務総長に送付されていること。
- (b) 立法案の提案者に関する細則の第 7.020.節の規定に合致していること。
- (c) クラブが提出したとき、地区の審議および承認に関する細則の第 7.030.節の規定を満たしていること。

7.037.2. 欠点欠陥のある立法案

次の場合、立法案は欠点欠陥があると見なされる。

- (a) 意味の矛盾しているところが二つ以上ある場合。
- (b) 組織規定の関係箇所をすべて改正していない場合。

7.037.3. 欠陥のある立法案

次の場合、立法案は欠陥があると見なされる。

- ~~(a)~~(c) その採択が法令に反する場合。
- ~~(b)~~(d) 決議の形式でありながら、RI 組織規定の文言と精神に抵触する行為を義務づける場合。
- ~~(e)~~(e) RI 細則または RI 定款に抵触するような方法で標準ロータリー・クラブ定款を改正する場合、または RI 定款に抵触するような方法で RI 細則を改正する場合。
- ~~(d)~~(f) 管理または施行が不可能な場合。

7.040. 立法案の審査

定款・細則委員会は、事務総長に提出されたすべての立法案を点検し、審議会に回付する。

7.040.1. 理事会に代わって、欠点または欠陥のある立法案を訂正するために適切な修正を提案者に勧告する。

7.040.2. 理事会に代わって、実質的には同種の立法案の提出者に、その提案に代わる折衷案を勧告する。

7.040.3. 提案者たちが折衷案に同意しない場合、同種の提案の趣旨を最もよく表現するような代案を事務総長から審議会に回付するよう理事会に勧告する。

7.040.4. 正規の手続きで提出された立法案であるか否か、欠陥のある立法案であるか否かを理事会に勧告する。委員会が次のような立法案であると決定した場合、事務総長が審議会に回付しないよう理事会に勧告する

7.040.5. 委員会が欠陥のある立法案であると決定した場合、事務総長が審議会に回付しないよう理事会に勧告する。

- ~~(a) 正規の手続きで提出されていない立法案~~
- ~~(b) 欠点または欠陥がある立法案、提案者にこのような欠点または欠陥を修正するよう適切な改正を勧告したが、受け入れられなかったもの、あるいは、提案者は勧告されたが、審議会開会の 90 日前までに必要とされる改正を行っていないものも含む。~~

7.040.56. 第 8.130.2.項に定義する他の任務を遂行する。

7.050. 理事会での立法案の審査

理事会(理事会に代わって定款・細則委員会によって)は立法案本文の全部を点検し、~~矢点、~~欠陥があれば、提案者にその旨通告し、できれば修正を勧告するものとする。

7.050.2. 審議会に回付されない立法案

理事会が、定款・細則委員会の助言に基づき、第 7.040.4.項に従い、立法案が(1) 正規の手続で提出されていない場合、理事会はその立法案を審議のため規定審議会に回付しない旨指示し、理事会があるいは、(2) 欠陥または欠点のある立法案であると決定し、できる限り適切な改正を勧告したが受け入れられなかった場合、あるいは、提案者は欠陥について勧告されたが、審議会開会の 90 日前までに必要とされる改正修正案を行っていない提出していない場合、理事会は、その立法案を審議のため審議会に回付しない旨指示できる。理事会がこのような決定をした場合は、事務総長が提案者にこの旨通告するものとする。この場合、審議会でのこの立法案を審議するには、その提案者は、審議会議員の 3 分の 2 の同意を得なければならない。

7.050.4. 審議会に立法案と修正案を回付

第 7.050.2. 項の規定に従い、事務総長は、適正に提出された立法案を審議会に回付しなければならない。また、審議会開会の少なくとも 2 ヶ月 90 日前までに提案者から事務総長に提出された、立法案の修正案もすべて審議会に回付しなければならない。

第8条(手続要覧第193ページ)

第 8 条 規定審議会

8.130. 審議会運営委員会、定款細則委員会の任務

議長および副議長、定款細則委員会をもって構成する審議会運営委員会を設ける。審議会議長は、審議会運営委員会の委員長となる。

8.130.1. 審議会運営委員会の任務

審議会運営委員会は審議会の会議運営手続規則と立法案の審議順序を推奨する。また、審議会運営委員会は、委員会または審議会が、立法案またはその修正案の中に、~~欠点や~~欠陥を見つけた場合、できれば、それを直すために必要な修正を審議会のために起草、改訂する。審議会運営委員会は、審議会の採択する制定案が十分効果を発揮できるように、細則と標準クラブ定款の関連個所の修正文案を作成する。さらに、関連個所の修正を明示した審議会報告書を作成する。

8.130.2. 定款細則委員会委員の他の任務

定款細則委員会は、立法案の発表前にすべての立法案の趣旨と効果を検討し、これを認可するものとする。立法案の発表直後に、審議会議長は、立法案件を定款細則委員会の各委員に割り振るものとする。各定款細則委員は、自分に割り振られた立法案をす

べて研究し、立法案の各案件の趣旨、背景、効果について、また、案件の欠点または欠陥について報告する準備をしなければならない。

(本文終わり)

採択制定案 07-311

管理運営上の行動を要求あるいは要請する決議を含め、欠陥のある立法案の定義を改正する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 187 ページ)。

第 7 条 立法手続

7.037. 正規の手続で提出された立法案、欠点および欠陥のある立法案

7.037.3. 欠陥のある立法案

次の場合、立法案は欠陥があると見なされる。

- (b) 決議の形式でありながら、(i) RI 組織規定の文言と精神に抵触する行為もしくは意見表示を義務づけると思われる場合、または (ii) 理事会もしくは事務総長の裁量の範囲内における管理運営的行為を要求あるいは要請と思われる場合。

(本文終わり)

採択決議案 07-316

規定審議会で採択された制定案が忠実に反映されるよう義務づけることを検討するよう、RI 理事会に要請する件

規定審議会は RI の唯一の立法機関である。従って、規定審議会によって採択された制定案は、忠実に RI 定款、RI 細則、および標準ロータリー・クラブ定款に反映され、手続要覧に記載されるべきである。

過去において、改定された制定案が異なる箇所や条項に記載されたことがある。制定案 01-465 は RI 細則の 6.130.1 と 6.130.2 を改正するもので、規定審議会で採択された。しかし、同制定案は、RI 細則の 5.030.3 と 6.130 に対する改正となった。すなわち、採択された制定案が RI 細則の元来の箇所に反映されなかったわけである。

このような扱いは、規定審議会の権威を損ねてしまう。

よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、規定審議会によって採択された制定案を、忠実に RI 定款、RI 細則、および標準ロータリー・クラブ定款に反映し、手続要覧に記載することを義務づけるよう検討することとする。

(本文終わり)

採択制定案 07-317

規定審議会の会議運営手続規則を次の審議会で変更になるまで有効とする件
国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 193 ページ)。

第 8 条 規定審議会

8.120. 審議会手続

8.120.1. 会議運営手続規則

第 8.130.節の規定に従って、審議会はその都度、議事の運営に必要と考える手続規則を採用することができるものとする。かかる規則は本細則に沿ったものでなければならず、2007 年の審議会で行われた手続規則は次の審議会で変更になるまで有効とされなければならない。

(本文終わり)

採択制定案 07-318

地区大会における投票手続きを明確にする件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 217 ページ)。

第 15 条 地区

15.050. 地区大会の投票

15.050.1. 選挙人

地区内の各クラブは少なくとも 1 名の選挙人を選び、それを証明し、そしてこれをその地区の年次大会に送るものとする。会員数が 25 名以上のクラブは、25 名ごとに 1 名、または端数が 13 名以上の場合、さらに 1 名の割合で選挙人を送る権利を有する。つまり、会員数が 37 名までのクラブは 1 人の選挙人を持つ資格を有し、会員数が 38 名から 62 名までのクラブは 2 人の選挙人を持つ資格を有し、会員数が 63 名から 87 名までのクラブは 3 人の選挙人を持つ資格を有する、というようになる。この投票権の数は、投票の行われる期日に先立つ、直前の半期人頭分担金支払期日における会員数に基づくものとする。但し、RI の加盟会員としての資格が停止されているいかなるクラブも、投票に参加する権利がないものとする。各選挙人はそのクラブの会員でなければならない。選挙人が 1 票を投じるためには地区大会に出席しなければならない。

(本文終わり)

採択制定案 07-329*

会員資格条件の規定を改正する件

国際ロータリー定款を次のように改正する(手続要覧第 171～172 ページ)。

第 5 条 会員

第 2 節 クラブの構成

- (a) クラブは善良な成人であって、職業上、および(または)地域社会で良い評判を受けている成人正会員によって構成されるものとする。
- (1) 一般に認められた有益な事業または専門職務の持主、共同経営者(パートナー)、法人役員または支配人であるか、または
 - (2) 一般に認められた有益な事業または専門職務あるいはその地方代理店または支店において、裁量の権限ある管理職の重要な地位にあること、または
 - (3) 本サブセクションのサブサブセクション(1) または (2)に挙げたいかなる地位からも退職していること、または
 - (4) 地域社会の活動に自ら参加することによって、奉仕およびロータリーの綱領への献身を示した地域社会のリーダーであること、
そして
- 以上いずれの場合も、その事業場、またはその住居がそのクラブの所在地域内、もしくはその周辺地域にあることを要する。クラブの所在地域外、もしくはその周辺地域外へ移転する正会員は、理事会が承認し、さらに同会員がクラブ会員身分のすべての条件を引き続き適えている場合、その会員身分を保持できる。
- (b) 各クラブは、一事業または、専門職務、または一種類の社会奉仕に偏らない均衡の取れた会員身分を有しなければならない。5 名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは、正会員を選出してはならない。但し、会員数が 51 名以上のクラブの場合は、同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の 10 パーセントより多くなならない限り、その職業分類の下に正会員を選出することができる。引退した会員は、その職業分類に属する会員総数に含めてはならない。選出によってクラブ会員の身分が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員の職業分類は、正会員に選出されることを排除するものであってはならない。会員が職業分類を変更した場合、クラブは、これらの制限にかかわらず、同会員の会員身分を新しい職業分類の下で継続することができる。

更に、標準ロータリー・クラブ定款を次のように改正する(手続要覧第 233 ページ)。

第 7 条 職業分類

第1節 一般規定

- (a) 主な活動。各会員は、その事業または、専門職務、または社会奉仕の種類に従って分類されるものとする。職業分類は本人の所属する商社、会社または団体の主要かつ一般世間がそのように認めている事業活動を示すものか、または、本人の主たるかつまた一般世間がそのように認めている事業または専門職務を示すものか、または、本人の地域社会での奉仕活動の種類を示すものでなければならない。

(本文終わり)

採択制定案 07-330

職業分類が既に充填されている場合でも、ロータリー財団学友を正会員として選ぶことをクラブに認める件

国際ロータリー定款を次のように改正する(手続要覧第 171～172 ページ)。

第5条 会員

第2節 クラブの構成

- (b) 各クラブは、一事業または専門職務に偏らない均衡の取れた会員身分を有しなければならない。5名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは、正会員を選出してはならない。但し、会員数が51名以上のクラブの場合は、同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の10パーセントより多くならない限り、その職業分類の下に正会員を選出することができる。引退した会員は、その職業分類に属する会員総数に含めてはならない。選出によってクラブ会員の身分が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員、または RI 理事会によって定義されたロータリー財団学友の職業分類は、正会員に選出されることを排除するものであってはならない。会員が職業分類を変更した場合、クラブは、これらの制限にかかわらず、同会員の会員身分を新しい職業分類の下で継続することができる。

更に、標準ロータリー・クラブ定款を次のように改正する(手続要覧第 233 ページ)。

第7条 職業分類

- 第2節 制限**。5名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは、正会員を選出してはならない。ただし、会員数が51名以上のクラブの場合は、同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の10パーセントより多くならない限り、その職業分類の下に正会員を選出することができる。引退した会員は、その職業分類に属する会員総数に含めてはならない。選出によってクラブ会員の身分が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員、または RI 理事会によって定義されたロータリー財団学友の職業分類は、正会員に選出されることを排除

するものであってはならない。会員が職業分類を変更した場合、クラブは、これらの制限にかかわらず、同会員の会員身分を新しい職業分類の下で継続することができる。

(本文終わり)

採択制定案 07-331*

会員身分の終結に関する職業分類の規定を改正する件

標準ロータリー・クラブ定款を次のように改正する (手続要覧第237ページ)

第 11 条 会員身分の存続

第 5 節 他の原因による終結

- (c) **職業分類の充填**。本節の規定によって理事会が正会員の会員身分を終結せしめた場合、もし提訴があれば、これに対する聴聞の期限が切れて本クラブの決定または仲介人の決定が発表されるまでは、本クラブは、当該会員のもっていた職業分類の下に新しい会員を選挙してはならない。ただし、たとえ終結に関する理事会の決定が覆されても、新会員の入会によって同一職業分類に属する正会員の制限を超えない場合はこの限りではない。

(本文終わり)

採択制定案 07-334

欠席を理由として会員身分を終結することに関する規定を改正する件

標準ロータリー・クラブ定款を次のように改正する (手続要覧第 236 ページ)。

第 11 条 会員身分の存続

第 4 節 終結 — 欠席

(a) **出席率**。会員は、

- (2) 年度の各半期間に開かれた本クラブの例会総数のうち少なくともその 30 パーセントに出席しなければならない
(RI 理事会による定義に従っているガバナー補佐は、この義務を免除されるものとする)。

(本文終わり)

採択制定案 07-335

会員身分の終結手続きの間、クラブが会員身分を一時保留とすることを認める件
標準ロータリー・クラブ定款を次のように改正する（手続要覧第 237 ページ）。

第 11 条 会員身分の存続

第 10 節 一時保留。

標準クラブ定款のいかなる規定にもかかわらず、理事会の見解において、

- (a) 会員が、標準クラブ定款に従うことを拒否または怠った、あるいは会員としてふさわしくない振舞い、またはクラブに害をもたらすような振舞いをしたという信憑性のある告発があった場合
- (b) 立証された場合、これらの告発が、当該会員の会員身分を終結するのに正当な理由となる場合
- (c) 当該会員がその結果を待つ間、または理事会が適切と考える措置が取られるまでは、当該会員の会員身分に関していかなる措置も取らないことが望ましいとされる場合
- (d) クラブの最善の利益のために、また当該会員の会員身分に対する票決が取られないまま、当該会員の会員身分が一時保留とされ、当該会員が例会やそのほかの本クラブの活動への出席や、本クラブのいかなる役職や任務からも除外されるべきである場合。本項の目的のため、当該会員は出席義務を果たす責務を免除されるものとする。

理事会は、その 3 分の 2 以上の賛成票によって、理事会の決定する期間と追加条件に従い（ただし、いかなる場合も、正当に必要であるとみなされる期間内で）、前述の通り会員の会員身分を一時保留とすることができる。

（本文終わり）

採択制定案 07-340*

RI理事会の決定の公表を義務づける件

国際ロータリー細則を次のように改正する（手続要覧第 181 ページ）

第 5 条 理事会

5.020. 理事会の決定の公表

すべての理事会の議事録や決定措置は、各理事会会合後またはその措置が決定された後 60 日以内に RI ウェブサイトに掲載し、全会員に公表されるものとする。さらに、公式議事録に添付されるすべての補遺資料は、これを要請するロータリアンが入手できるものとする。ただし、理事会によって機密または極秘とみなされる資料の掲載は除外することができる。

（本文終わり）

採択制定案 07-342

RI 理事会決定に対する提訴手続きを改正する件

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 5 条より(手続要覧第 181 ページ)

第 5 条 理事会

5.020. 理事会決定に対する提訴

理事会の決定は、定時または臨時の国際大会にクラブが理事会によって定められる規則の下、直前の規定審議会の地区代表議員に提出される郵便投票を通じて提訴する以外に、これを覆すことができないものとする。~~かかる提訴は、クラブが、少なくとも 24 の他クラブの同意を得て、正式に事務総長に提出しなければならない。24 クラブのうち少なくとも半数は別の地区内のクラブでなければならない。提訴も同意も、理事会の決定後 64 カ月以内に、当該国際大会の開催の少なくとも 90 日前までに受理されなければならない。に受理されなければならない、事務総長はその後 90 日以内に上述の郵便投票を実施するものとする。~~このような提訴は、クラブ例会で正式に採択された決議書にクラブの会長と幹事が証明して行うものとする。提訴の決定に当たって、代議員地区代表議員が審議するのは、理事会の決定を支持するかどうかということだけである。ただし、事務総長が次に予定された規定審議会開催の前 3 カ月以内に提訴を受理した場合、理事会決定への提訴は、理事会決定を維持すべきかどうかを決定するため、規定審議会に提出されるものとする。

および第10条より(手続要覧第199ページ)

第 10 条 役員 の 指 名 と 選 挙 一 般 規 定

10.050. 選挙運動、投票依頼、当選を図るための活動

10.050.3. 理事会の審議

理事会は、このような申し立てを十分に審議するものとする。理事会は、申し立てを却下するか、当該被選役職または将来の RI 役職、あるいは、その両方に対し候補者を失格とするか、または、理事会が公正かつ正当とみなす他の措置を講じるものとする。候補者を失格させるには 3 分の 2 の投票を必要とするが、その失格は、理事会の定める RI 役職に一定期間適用される。理事会の決定は速やかに、全関係者に通知される。本細則第 5.020. 節の規定にもかかわらず、この決定に対する提訴は、国際大会開会の少なくとも 5 日前に事務総長に正式に提出されなければならない。但し、理事会が、その日以降の提出期限を承認している場合はこの限りでない。

(本文終わり)

採択制定案 07-343

ロータリアン間の意見の対立の調停について規定を設ける件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 229 ページ)

第 24 条 仲介および調停

24.010. 意見の相反

24.020. 調停または仲介の期限

24.030. 調停

24.040. 仲介

24.050. 裁定人または仲介人の決定

24.010. 意見の相反。

理事会の決定に関して以外、その他何事によらず、友好的に解決できない意見の相反が、ロータリー・クラブの現会員または元会員、ロータリー地区、国際ロータリー、または RI 役員との間に起こった場合は、その問題は、論争当事者のいずれかが事務総長に要請し、調停によって解決されるか、または調停が論争当事者のいずれかによって拒否された場合は、仲介によって解決されるものとする。調停や仲介の要請は、論争が起きてから 60 日以内に行うものとする。

24.020. 調停または仲介の期限

調停または仲介の場合、理事会は論争当事者と協議して、調停または仲介の要請を受理してから 90 日以内に、調停または仲介の日取りを決定しなければならない。

24.030. 調停

調停の手続きは、RI 理事会により定められるものとする。論争当事者のいずれかが、事務総長または調停のために事務総長によって任命されたほかの者に、論争当事者が所属するクラブ以外のロータリー・クラブ会員で、適切な調停技能と経験を有する者を調停人として指名するよう要請できるものとする。

24.030.1. 調停の結果

調停によって当事者同士が合意に達した結果もしくは決定は、記録されるものとし、各当事者がその記録をそれぞれ保管するものとする。さらに、理事会にも記録を1部提出し、事務総長がそれを保管するものとする。両論争当事者への通知として、当事者が承諾できる結果に関する要約文を作成するものとする。当事者の一方が調停内容を十分に履行しなかった場合、もう一方は事務総長を通じて、更に調停を要請することができる。

24.030.2. 調停の失敗

調停を要求したが、調停が失敗した場合、論争当事者は本条の第 24.040 節に定める仲介に訴えることができる。

24.040. 仲介

仲介が要求された場合、両当事者はそれぞれ1名の仲介人を指定し、両仲介人は1名の裁定人を指定しなければならない。裁定人または仲介人には、論争当事者の所属するロータリー・クラブ以外のロータリー・クラブ会員のみが指定されることができる。

24.050. 仲介人または裁定人の決定

もし仲介が要求され、仲介人によって合意に達した決定もしくは、両仲介人が意見の一致を見なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてを拘束するものとなり、提訴することはできない。

24.060. 調停または仲介の費用

論争解決にかかる費用は、調停または仲介にかかわらず、調停人または裁定人による別段の決定がない限り、両論争当事者が等しく負担するものとする。

(本文終わり)

採択制定案 07-344

長期計画にロータリアン見込者の人口統計を含めることを規定する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 221～222 ページ)

第 16 条 委員会

16.100. 長期計画委員会

理事会は、6名から成り、各委員は6年の任期を1期務め、隔年毎に2名ずつ任命される長期計画委員会を任命するものとする。委員は、元会長または現任の理事あるいはロータリー財団管理員であってはならない。長期計画の立案、RIプログラムと活動、および財務管理などに経験豊かなロータリアンでバランスよく委員会を構成できるように選出するものとする。委員会は、会長、RI理事会または委員会の委員長が決定する時および場所において、通知の上、毎年3回会合を開くものとする。但し、会長あるいはRI理事会によって必要とみなされた場合には、会長または理事会が決定する時および場所において、通知の上、その年度を通じさらに1回以上に追加の会合を開くことができる。長期計画委員会は、理事会の検討のために長期計画案を作成し、推奨し、また更新するものとする。長期計画に関連し、任務の遂行において毎3年未満であってはならない時期にロータリアンおよびロータリー・クラブを調査し、検討を行い、理事会に提案を行うものとする。来る年度のプログラムが長期計画と一貫しているかどうか判定するためにそうしたプログラムについて会長エレクトと検討、協議し、また理事会により指定されるその他の任務を実施するものとする。長期計画委員会は、近い将来に拡張される可能性のある国々も含め、各大陸におけるロータリアン見込者の人口の変化に関する調査を考慮に入れることによって、こうした変化が各ゾーンの会員組織に及ぼす影響を予測するものとする。

(本文終わり)

採択決議案 07-348

RI の旅行方針を改正することを検討するよう、RI 理事会に要請する件

RI 会長、RI 会長エレクト、ロータリー財団管理委員会委員長およびそれぞれの配偶者は現在、ロータリーの公式任務で旅行する際の航空機での移動において、ファーストクラスの使用が認められている。

理事会メンバー、現職および元管理委員とそれぞれの配偶者は、ロータリーの公式任務でビジネスクラスで旅行することが認められている。

国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、RI 会長、RI 会長エレクト、ロータリー財団管理委員会委員長およびそれぞれの配偶者が、ロータリー公式任務において、その就任年度にファーストクラスで旅行をし、その後にはビジネスクラスで旅行することを認めるよう、また、理事、管理委員、およびそれぞれの配偶者が、ロータリー公式任務において、その就任年度にビジネスクラスで旅行をし、その後には他のロータリアンと同様にエコノミークラスで旅行することとするよう、国際ロータリーの旅行方針を改正することを検討するものとする。

(本文終わり)

採択制定案 07-350*

すべての RI 会長ノミニー候補者に、面接の機会を与えることを規定する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 202 ページ)

第 11 条 会長の指名と選挙

11.050. 委員会による指名

11.050.2. 委員会

委員会は、10 月 1 日までに、理事会の定める時と場所において開かれるものとする。2008 年 7 月 1 日より、すべての候補者に、理事会が定めた手続きに従って、委員会による面接の機会が与えられるものとする。

(本文終わり)

採択制定案 07-357

採択された決議の審議の結果を発表するよう RI 理事会に義務づける件

国際ロータリー定款を次のように改正する(手続要覧第 174 ページ)

第10条 規定審議会

第6節—採択された決議。理事会は、規定審議会が終了してから1年以内に、審議会によって採択された決議にかかわるすべての理事会の決定について、全ガバナーに通知するものとする。

(本文終わり)

立法案反対表明書式

貴クラブが1つ以上の採択立法案に反対を表明したいと考える場合、この書式を複写し使用して差し支えありません。反対を表明する立法案1件につき1枚ずつ本書式を準備してください。書式は、2007年8月27日までにエバンストンの世界本部に必着となります。

各クラブは、少なくとも1票を投じる権利を有します。会員数25名を超えるクラブは、25名ごとに1票、または端数が13名以上の場合、さらに1票の割合で、以下のように投票数を有するものとします。

会員数 投票数

1-37	1
38-62	2
63-87	3
88-112	4

などのように続く。

私は以下に相違ないことをここに証明します。

1. 本クラブは例会において、以下の2007年規定審議会決定に対して反対を表明することに同意しました。

07-_____

2. (名誉会員を除く)本クラブの2007年1月1日現在の会員数に基づく投票数(上記参照):

--

日付: _____ 会長: _____
署名

氏名(アルファベット表記か振り仮名を付して記入のこと)

ロータリー・クラブ _____ 地区番号 _____

送付先:

General Secretary
c/o Council Services Section
Rotary International
One Rotary Center
1560 Sherman Avenue
Evanston, Illinois 60201 USA

書式は2007年8月27日に
エバンストン世界本部に必着となります。

ファックス: 1-847-556-2123